

2014年06月23日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(1) 『絆深き日ミャンマーの歴史』



ビルマ独立記念碑 (ヤンゴン)

2011年、旧軍事政権から民政移管を果たし、民主化を実現し国際社会に復帰したミャンマー。それからおよそ3年が経過した。経済開放路線の下、ミャンマー最大の経済都市ヤンゴンは、外国投資に沸き、急増した輸入車による交通渋滞と大型の建設ラッシュで熱気を帯びている。まさにアジアのラストフロンティアの様相だ。

ミャンマーは、民主化によって長く続いた欧米の経済制裁解除を勝ち取り、日本を含めた外国からの支援を受ける形で、インフラ整備や法整備など国家の再建を急ピッチで進めている。

2013年ASEANのオリンピックと言われるSEA GAMEがミャンマーの首都ネピドーで開催された。ミャンマー政府は民主化後の経済成長の成果を国際社会にアピールする場として、国家の威信をかけて取り組み、大成功を収めた。2014年ミャンマーは、ASEANの議長国に就任、2015年のASEAN経済共同体発足に向けた舵取りと東アジアとASEANとの利害調整にリーダーシップを発揮している。

今やミャンマーの民主化と経済改革の成果を疑う者はいないだろう。民主化直後は懐疑的であった欧米各国も積極的にミャンマーへの投資活動を始めている。確かに、軍の特権を認めている現行憲法や議会制度など、完全な民主化とは言い難い問題も残っているが、民主化によって著しい成長を遂げ、国家の夜明けを迎えたミャンマーが、軍政による暗黒の時代に後戻りすることは、もはやあり得ないだろう。

さて、このようなミャンマー。軍事政権が国名をミャンマーと変更する前は、ビルマと言った。日本とビルマの歴史的関係は実は深い。

2014年1月4日、ミャンマーは66回目の独立記念日を迎えた。旧ビルマが、先の大戦で激しい戦場になった悲劇を、我々日本人は、映画「ビルマの豎琴」や「戦場に架ける橋」などを通して思い出す方

もいるでしょう。ビルマ戦線では 20 万人近い日本人が戦死した。今、ヤンゴン郊外にある日本人戦没者墓地の墓守をしているのは、ミャンマー人親子だ。墓地を訪れる日本人で、そのきれいに掃除され管理された墓地を見て感激しない者はいないだろう。ミャンマーに来たら、ぜひ訪れてみて欲しい。

そして 2014 年は、日ミャンマー外交関係樹立 60 周年にあたる記念すべき年。ミャンマーは東南アジア諸国において、戦後最も早く日本と平和条約締結をした国であるという事実をご存じだろうか。また、平和条約締結後一度も戦後補償問題を政治的に持ち出したことのない国でもある。さらに、戦後食糧難に直面していた日本に、食料支援として、ミャンマーは、ミャンマー米を大量に日本に送ってきたのだ。ミャンマー米を食べて数多くの日本人の命が救われたという。旧ビルマを悲劇の戦場にした敗戦国日本に、ミャンマーは戦後食料支援を行ったアジアで唯一の国である。このような日本とミャンマーの歴史的な事実を、どれだけの人が知っているだろうか？ミャンマーは日本人にとっての恩人なのである。

ミャンマーにとっても、日本は、ビルマの独立を支援した国として友好的な感情を持っている。ビルマ独立の父と言われ、今でも国民から愛され続けているアウンサン將軍を、日本軍が支援してイギリスからの解放を実現したからだ。そのような日本とミャンマーとの歴史的な関係を基礎として、現在の両国間の深い絆が形成されたのだ。軍事政権時代、一定期間、関係が希薄になった時期もあるが、基本的に日本政府は、ミャンマーへの支援を継続してきている。民主化して国際社会へ復帰したミャンマーを、日本は官民あげてオールジャパンで支援を表明しているのは、このような歴史的な背景があることを理解する必要がある。

2014年08月04日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(2) 『ミャンマーのマクロ経済市場を俯瞰する』



ミャンマー最大の経済都市ヤンゴンの風景

ミャンマーがアジアのラストフロンティアと言われる理由について、私は著書「ミャンマー進出ガイドブック」(プレジデント社)でも、以下の3つの視点をあげて分析した。

1. 消費市場としての可能性の大きさ
2. 労働市場の競争力
3. 豊富な天然資源

本コラムでも、今回から4回に分けて、それぞれの視点を詳しく分析していこうと思う。まず今回は、導入としてミャンマーの基本的なマクロ経済指標を俯瞰することから始める。次回はミャンマーの消費市場を分析する。

ミャンマーの人口は、隣国のタイとほぼ同規模で6,367万人(2012年IMF推定値)ほど。今年に入り、ミャンマーは数十年ぶりに国勢調査を行った。人口統計についても正確な数値がないと言われてきたミャンマーであるが、今回、外国のサポートを受けて実施した国勢調査によって正確な数字が出てくるだろう。

この隣国タイと同規模ないしそれ以上の人口規模とされるミャンマー、その人口構成としては、20代が人口の50%を構成し、35歳以下までとすると、なんと75%程度を構成するという若年層主体の構成となっている。

これらの若年層が、経済成長と共に所得を向上させ、いずれ中間層として市場に台頭してくることへの期待が大きい。

国土の大きさとしては、日本の国土の約 1.8 倍の大きさ。特に指摘される点が、ミャンマーは地政学的に優位であるということ。それは、背後に巨大市場（中国、インド）が控え、周辺 6 か国に隣接し、海運や陸運の要になる立地。海運では、インド洋へのアクセス上重要な拠点となり、陸運では、陸側 ASEAN における東西経済回廊（ベトナム・ダナン～ミャンマー・モーラミヤイン）、南部経済回廊（ベトナム・ホーチミン～カンボジア・プノンペン～タイ・バンコク～ミャンマー・ダウエイ）は、ミャンマーが起点になる。陸側物流網である各回廊が完成し、ミャンマーの港湾も整備されれば、シンガポールを中継点とする東南アジアの物の流れにも変化が現れるだろう。

次に、ミャンマーの基本的なマクロ経済指標を見てみよう。

名目 GDP は約 540 億ドル（2012 年度 IMF 推定）、一人当たり GDP は約 834 ドル（2012 年度 IMF 推定）でタイの約 7 分の 1 程度。ただし、都市部と農村部の経済格差も大きく、平均値であるこれらの統計ではとても計り知れないミャンマーの実力があることは、成長著しいヤンゴンを訪れた人は感じるだろう。ヤンゴンだけで見れば、一人当たり GDP はすでにベトナムの平均値に達していると言われている。経済成長率は 5.0%（2012 年度 IMF 推計）、アジア開銀のレポートでは 2050 年までミャンマーは高成長を継続すると分析されている。消費者物価上昇率は、2.83%（2012 年度）程度で一定のインフレコントロールはできている。

総貿易額としては、輸出が約 89 億ドル、輸入が約 91 億ドル（2012 年度）。主要貿易品目として、輸出は、天然ガス、豆類、翡翠、チーク材など、輸入は、石油、機械部品、パームオイル、織物、金属工業製品などとなっている。主要な貿易相手国としては、軍事政権時代から関係の深かった中国がメインであったが、民主化以降は、日本も含めた外国勢の攻勢が強まっており、少しずつその構図にも変化の兆しが見えてきている。特に、シンガポール、韓国などのプレゼンスが高まっている。現在までにおける主要輸出先は、中国、タイ、インド、香港、シンガポール、日本。主要輸入先は、中国、シンガポール、タイ、日本、インドネシア、インドであった。

ミャンマーは、基本的に農業資源国家であると同時に天然資源にも恵まれている。米は、かつて世界最大の輸出国であった時代もあった。現在もアフリカやフィリピンで食べられているお米のほとんどはミャンマー米だ。現在ミャンマー政府は、年間 100 万トン規模の輸出を目指し、米の輸出国大国の地位の復活を狙っている。ちなみに、日本政府は昨年、半世紀ぶりにミャンマー米の輸入再開を許可（三菱商事、三井物産）した。

天然資源としては、天然ガスや鉱物資源、そのほか有名なのは、翡翠や宝石（ルビー）。毎年開催される宝石の商談市の規模感には圧倒される。輸出の 3 割超を天然ガスが占めている。さらに、国土の半分以上を占める森林資源（高級木材であるチーク材）も豊富だ。ミャンマーは、今まで国家の歳入の基礎として、徴税システムがまともに機能していなかったため、税収がほとんどなかったにも拘らず、豊富な資源を中国などに切り売りすることによって、なんとか国家財政を維持してきた。今後、ミャンマーの資源開発が、外国の技術支援も受ける形で産業化・近代化されれば、ミャンマーはメコン圏最大の資源輸出国家として大きな富を得ることになるだろう。

ミャンマーの労働市場については、第4回目で詳しく分析するが、現状、アジア域内において、労働コストは最低水準と言われ、労働者の平均月収は8千円程度。公務員も含めたホワイトカラーの賃金は上昇中である。スペックとして、識字率9割超と高く、仏教国（国民の9割以上が仏教徒）ならではの勤勉さ、慎ましさ、まじめさが特徴だ。親日派も多く日本のパートナーとして親しみやすい国と言える。ただし、長く軍事政権が続き、自由主義経済から迂遠なところのため、ビジネスレベルで通用する人材はほとんどおらず、ビジネス人材の教育は不可欠となる。現在、日本政府およびJICAは、職業訓練を行うための教育機関を設置するなどの支援を行っている。

2014年09月01日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(3)『ミャンマーで狙うのは巨大な消費市場だ!』



アップル正規代理店も登場

前回、ミャンマーがアジアのラストフロンティアと呼ばれている理由の一つとして、消費市場の大きさをあげた。今回のコラムでそのミャンマーの消費市場の可能性を分析する。

前回行ったミャンマーのマクロ経済指標の分析によれば、隣国タイと同規模の人口規模を誇り(約6300万人)、20代が人口の大半を占める若年層主体の人口構成が、今後の経済改革と外国投資によって牽引された経済成長によって中間層の台頭への期待の基礎となっている。

ミャンマーは、およそ半世紀に亘って政治的にも経済的にも国際社会から隔離され、欧米による経済制裁とも相まって、外国の製品の国内への流入がほとんどなかった状況が続いていた。そんなミャンマーが3年前の民主化後、経済開放路線の下、メコン圏最大の資源国家としてのプレゼンスを高め、外国投資を呼び込み、中長期的に高成長を実現・維持すれば、国民所得は倍増することは間違いないだろう。このシナリオを展望した場合、現在のミャンマーの消費市場は、隣国タイと同じ規模のマーケットが、全く手つかずの状態にあると表現できるのである。その消費市場の拡大は果てしなく大きいのだ。

各種統計値を見れば、ミャンマーは確かにアジア最貧国と見えるかもしれない。しかし、民主化後3年を経たミャンマー最大の経済都市ヤンゴンの成長の姿を実際に見た人で、誰もその統計値を信じる者はいないだろう。統計値は、経済格差の激しい農村部も含めたミャンマー全土の平均値であり、商業都市のヤンゴンやマンダレーの著しい成長ぶりは目を見張るものがある。ヤンゴン市内の一人当たりGDPはすでにベトナム並みまで向上していると言われている。ミャンマーは、民主化後、経済についても改革開放路線に大きく舵を切ったが、社会構造として、富裕層、特に既得権益(資源系など)や政府・軍関係者などが、更に富むような構造が進展している点は、指摘せざるを得ない。都市部と農村部の経済格差、教育格差はますます拡大し、自由主義経済のルールの下、既得権益者と資本家のパワーがますます

す顕著になるだろう。とはいえ、その富む者の消費が今、まさに爆発しているのである。彼らの消費は、経済制裁中には国に入ってこなかった欧米や日本などの高額な外国製品（自動車、コンピューター、美容品、家電製品、不動産など）に向かっているのである。

ヤンゴン市内を走る自動車、昨年まではそのほとんどが日本製の中古車であったが（ロシアを抜いてミャンマーは日本からの中古車の最大の輸出国となった）、今年に入り、レクサスやアルファードなどの新車が目立って走っている。その他にも、メルセデスベンツ、BMW、ベントレーなどの欧米の高級車（新車）も、バンコクなど他のアジアの都市よりも数多く見かけるようになった。これがアジア最貧国の姿か？本当に自分の目を疑いたくなる。ミャンマーでは自動車ローンが普及していないため、彼らは自動車をキャッシュで購入する。どこにそのような現金が眠っていたのだろうか。今やヤンゴン市内はジャカルタ並みの交通渋滞が発生しており、社会問題化していることは有名だ。

ヤンゴン市内最大のショッピングモールであるジャンクションスクエア。平日土日問わず、大勢の買い物客で大賑わいだ。モール内にある日系の100円ショップも大盛況で、すでにヤンゴン市内に複数店舗の出店を実現させている。しかもミャンマーでは100円ではなく、180円（1800チャット）、アジア最貧国として生活の基礎製品が充足されていない国の人々が、生活の利便製品を180円ショップに買い求めに来ているのだ。一部報道では、日系のイオンモールもヤンゴン市内に出店を決定した。また日系コンビニもローソン、ファミリーマート、ミニストップなどが進出をすでに発表して進出準備を進めている。

外資系飲食店としては、進出が早かったファーストフードのロッテリア。1号店の大成功を機に、1年ですでにヤンゴン市内に3店舗を増設。統計上平均月収8千円と言われる市民が、550円のハンバーガーセットを行列をなして消費する光景は異様だ。ここ2年で日系の飲食店も50店舗近く増えており、すでに大手居酒屋チェーン「てけてけ」などを始め本格的な進出ラッシュが始まっている。日系ファーストフードのフレッシュネスバーガーなども出店を実現した。

ミャンマーの首都ネピドー、主要官庁が点在しているが、毎回そこを訪れて気が付くのは女性官僚の多さだ。例えば、労働省、私の印象では9割が女性官僚だ。官僚だけでなく、民間のビジネスシーンにおいて交渉相手が女性である確率は極めて高い。ミャンマーは優秀な女性が堂々と活躍できる社会なのである。この女性たち、民主化後、仕事の幅は増え、活躍の場が広がっている。そんな彼女たちキャリアの増加した所得を捉えようと、欧米やシンガポール、韓国、香港、タイ、そして日本から、女性向け商材が雪崩のように流入している。特に、韓国は韓流ドラマのミャンマー国内での放映を基盤として、韓国の美容文化などの輸出を官民あげて積極的に行っている。化粧や美容とは程遠い所にいたミャンマー人女性たちも、今や韓国文化の影響をもろに受け、生活スタイルそのものまで変化しようとしている。日本の化粧品メーカーである資生堂、コーセーなども参戦してきたが、韓国製品の約10倍の価格で流通している。この10倍もする高額商品、ジャパンプランドということだけで、富裕層を中心に飛ぶように売れているのも今のミャンマーの消費の強さを象徴するものだ。

昨年すでにショッピングモール内には、正規のアップルの代理店も登場。ガラケーを知らない国民は、女子学生や主婦、驚くことに、托鉢帰りのお坊さんですら、スマートフォンを駆使し、gmailやフェイスブックでコミュニケーションを取る。家電製品では、パソコン、オーディオを始め、白物家電などは、サムスンを始めとした韓国勢の圧勝である。日系の家電メーカーは、パナソニック、ソニー、東芝、NEC、日立などは市場でのプレゼンスは低い。

その他にも、ミャンマーを製造拠点と消費市場の両睨みとして進出を検討している日系企業も多い。例えば、伊藤園。主力商品である「お〜いお茶」の製造と販売をミャンマーで行うことを目指している。その他にも、麒麟ビール、アサヒビール、生活用品のユニ・チャームなども進出を発表している。あのユニクロも現在進出を準備中だ。

当面、ミャンマーの消費市場狙いの進出の勢いは続きそうだ。



2014年09月29日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(4)『資源国家としての強み』



ヤンゴン最大の精米所

私は、拙著「ミャンマー進出ガイドブック」(プレジデント社)にてミャンマーの可能性の3つの要素：消費市場、労働市場、資源国家について分析したが、今回は、ミャンマーの資源国家としての強みについて触れたい。

ミャンマーは、日本の1.8倍の国土を有し、天然資源が豊富である。有名なエヤワディデルタ地帯はかつて世界の米の輸出を誇った肥沃な土地がある。この農産資源(米)、そして海洋資源として天然ガスや石油も産出する。内陸資源としてはレアメタル、銅、鉛、金、プラチナ、タングステンなどの金属系資源も豊富で、更に有名なのは翡翠やルビーなどの宝石資源についても、ミャンマーは世界有数の産出国である。また国土の半分以上が森林資源で、高級家具などに使用されるチーク材なども豊富に存在する。

個別に見て行こう。

まず、このチーク材。他のASEAN諸国やインドなどは、伐採し過ぎですでに伐採禁止の措置になっている国が多いが、ミャンマーでは今だに生産・伐採が可能で、重要な外貨獲得源となっている。当面チーク材生産におけるミャンマーの地位は揺るがないであろう。

そして、宝石。近年毎年開催されている首都ネピドーでのオークション。私も昨年見学したが、普段閑散としている行政都市ネピドーに、大勢の中国系ブローカーが詰めかけ、町全体が人で溢れ、活況を呈する。ここで売買される翡翠やルビーがもたらす外貨量はミャンマーの収入基盤の一つになっている。

次は、エネルギー資源。特に、タイや中国向けの天然ガスの輸出は、ミャンマーにとって一番の収入源である。天然ガスの輸出が伸びることが経常収支の黒字化の基礎である。軍事政権時代からの中国と

の蜜月関係を背景として、エネルギー系資源開発の権益のほとんどは、中国系企業が独占していたが、民主化後、その権益獲得のため、世界中の資源開発メジャーたちが、ミャンマーでの資源開発への参入を発表している。ミャンマーを舞台とした資源開発戦争が今まさに始まったのである。これは、資源国たるミャンマーの地政学的な位置づけから見ても必然的な結果である。ミャンマーのインド洋側の西海岸に影響力を獲得することは、シーレーンの議論の中で、中東からのエネルギー資源を、マラッカ海峡を通さずに、資源ルートを確保できることを意味する。特に中国にとってはミャンマーを押さえることが、中国のエネルギー政策上極めて重要なのである。

中国は、すでにミャンマー沿岸部チャオピューから中国本土までの天然ガスパイプラインを完成させ、ガス供給が始まっている。今後、更にインド洋側の海洋資源開発も活発化し、ミャンマーの資源確保ルート上の地理的な優位性はますます高まるだろう。

もちろん、ミャンマーの天然ガス資源は、中国だけでなく、内陸 ASEAN 最大の製造業基盤を有するタイへの主要供給源でもあり、他の隣国にとっても重要な輸入先なのである。タイは、バンコクと陸路で直結させることのできる（南部経済回廊）ミャンマーの南沿岸部のダウエイの開発を戦略的に重要な位置付としている。ダウエイの開発が進み、南部経済回廊が機能するには、あと 10 年以上かかるだろうが、タイとしても、ダウエイを起点としたミャンマーのエネルギー資源の輸入は重要なライフラインなのである。

さらに、韓国もミャンマーでのエネルギー開発調査に積極的で、そのプレゼンスは日に日に高まっている。

最後に、ミャンマー農産資源のメインであるお米。かつて、ミャンマーは世界最大の米の輸出国であった。その地位の復権に向けて、ミャンマー政府はミャンマー米の増産と輸出の増加を重要政策として発表している。日本政府も、半世紀ぶりにミャンマー米の輸入を再開している。ただし、ミャンマーが米の輸出国の世界メジャーへの復権を遂げるには、農業の機械化、農業技術の向上など、ハードとソフトの両面における近代化が不可欠であると同時に、米の品質確保と付加価値向上は必須である。また、米だけでなく、肥沃な土地を活かした付加価値の高い農作物コンテンツの開発への作付け変更など、農業政策自体も戦略的に検討する段階に来ている。

2014年10月27日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(5)『高騰するミャンマーの労働市場とその内実に迫る』



ミャンマー労働省

私は、拙著「ミャンマー進出ガイドブック」(プレジデント社)で、ミャンマーの競争力の一つとして、労働市場の競争力を挙げた。当時から2年あまり経過した現在のミャンマーの労働市場は、公務員、民間ワーカー共に、賃金は上昇圧力に晒され、大きく高騰してきている。しかも、問題なのは、採用企業側が求める賃金の高騰に見合った形の人材スペックが満たされない状態で、マクロの労働市場だけが高騰基調にあるということだ。このような労働市場の状況のミャンマーは、もはや他のASEAN諸国対比、名目上の賃金水準においては、それほど大きな優位性があるとは言えず、その人材スペックの内実そのもの、つまりミャンマー人自身の能力自体の競争力・価値が問われる局面に入ってきていると、私は分析している。企業が求める能力・スペックを満たさない高コスト労働力は、ミャンマーの労働市場の優位性を、今後損ねることになるだろう。

一般的に、ミャンマー人は、熱心な仏教徒が多く、真面目で勤勉であると言われる。これは間違いではないが、自由主義経済の下、過去まともに仕事などしたことのあるミャンマー人は、ほとんど労働市場には存在せず、進出ラッシュに沸く外国企業が求める一般的なスペックの人材を獲得するのは相当困難な状況にある。国民の大多数は過去、農業従事者であったのだ。現状、外国企業のニーズを満たすレベルにあるミャンマー人材は、おおよそシンガポール、タイ、香港、日本などへの留学経験や就労経験がある帰国組だけだ。当然外国企業の間で、これらの人材の争奪戦になっており、彼らの採用コストは高騰している。管理職レベルのミャンマー人材の獲得は、需給ギャップが相当大きく、かなり難しい状況にある。一般サービス会社の現地法人における、課長などの下級マネージャー職レベルの人材(多言語対応、PCスキルなど一定のレベル)ですら、すでに月給2000ドルを超える事例が増加している。2年前であれば、400ドル程度であった。

一般的に、アジア最貧国と言われるミャンマー。各種統計が示す農村部も含めた国民全体の平均賃金

は月給 90 ドル程度だが、公務員のベース賃金ですら、民主化後の 2 年間で、50000 チャット（約 5000 円程度）近く上昇した。

私が所属するシンクタンクが行った調査によれば、例えば、IT 系オフショア開発の現地ミャンマー人マネージャーの月給は 1000～1500 ドル程度、IT 系 SE は 500 ドル程度と言われるが、内実を採用企業にヒヤリングすると、その賃金に見合った能力とスペックを満たすミャンマー人材はほとんどいないとのことだ。しかしこの水準の賃金を提示しないと、今のミャンマーでは人材獲得が困難な状況にある。

私が現在のミャンマーの労働市場において問題視しているのは、この需給間に存在する人材スペックのレベル感の大きな差異である。私は、今までミャンマー人の採用面接を自ら何度も行ってきたし、他社の採用面接に何度も立ち会ったことがあるが、一般的に、ミャンマー人が「できます」というレベルは、採用者側が「できる」と見做すレベルにはないことが多い。また「・・・をやったことがありますか？…業務の経験がありますか？」との質問に対し、ミャンマー人が「やったことがあります」「経験があります」というレベルは、採用者側が「やったことがある」「経験がある」と見做すレベルにあることはほとんどない。このような需給の間に人材スペックのレベル感の大きな差異があるにも拘らず、マクロ的な労働市場の需給ギャップの存在から、名目賃金だけが高騰しているということだ。このような状況では、他の ASEAN 諸国対比、ミャンマーの労働市場に優位性があるとはとても評価できないことになる。

しかし、このような状況について、ミャンマー人を責めるのは大きな間違いである。一般的なミャンマー市民は、そもそも自由主義経済下におけるビジネスや仕事の経験などしたことがないのであり、外国企業が求める経験や能力など、最初から持ち合わせていないのだ。だからこそ、私が強調したいのは、進出する外国企業に求められるのは、人材の教育を前提とした進出や投資が大前提となるということだ。この教育機会と教育コストの計画と算定を見誤った形で、名目賃金水準や一般的に喧伝されるミャンマー人の真面目さだけを評価してミャンマーへ事業進出することは、人的面での事業の失敗の蓋然性を高めることになると考えている。

今後、ミャンマーの経済発展の試金石になるのは、製造業が同国に広がり、根付くかどうかにかかっている。製造業が発展し、広く国民の雇用を創出することで、国民経済の基礎購買力を向上させなければ、ミャンマーの安定的な成長は続かない。軍事政権時代と同様に、資源の切り売りでは、有限の資源はいつか枯渇し、成長はストップする。

この製造業が根付くためにも、ミャンマー人材の労働教育を前提とした各種職業訓練学校などの整備や職業資格制度の創設も求められている（実際に、日本政府はこの分野での支援を始めている）。また同様の仕組みを民間企業においても OJT の形で求められるであろう。

ミャンマーへ進出を検討している企業は、ミャンマー人を教育して人財化する戦略を持つことが不可欠である。



2014年11月25日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(6)『ミャンマー投資に関わる法規制概要』



現在のミャンマー国旗は 2010 年 10 月 21 日に変更されました。黄色は「国民の団結」、緑色は「平和と豊かな自然環境」、赤色は「勇気と決断力」、白星は「国全体が地理的にも民族的にも一体化」、を意味しています。

先般、日経新聞の一面記事で話題になったミャンマーの外国投資に関わる業種規制の緩和に関する記事がありました。現行法では規制されている小売業、貿易業、卸売業、倉庫業についての規制緩和が、いよいよ検討され始まったという内容でした。

ミャンマーへの投資に関わる法規制については、拙著「ミャンマー進出ガイドブック」(プレジデント社)で、外国投資の基礎法である「外国投資法」について、その立法・成立過程から内容まで詳しく説明していますが、その後、同法の施行規則、それに付随する MIC 通達など、様々な運用ルールが追加で定められましたので、その辺も踏まえ、ミャンマーへの外国投資の法規制について概要を簡単にまとめておきたいと思います。

まず、前提として、ミャンマーへの投資において、国営企業法が国家独占業種として指定する 12 業種については、外国企業は参入できません。

その上で、それ以外の業種について、100%外国独資、合弁形態、政府の許可条件制など、様々な形態の参入形態が、法律、規則、通達によって分類され認められています。今回規制が緩和されると報道された小売業、貿易業、卸売業、倉庫業についても MIC 通達によって規制されているものです。

まず、形式上の法規制を正確に読み解くには、法律(外国投資法)と細則(外国投資法施行規則)、および MIC 通達の条文連関を理解する必要がありますが、今のミャンマーの法運用の実態からすれば、あまり法形式上の建て付けを重視しても実益はありません。あくまで、法やルールの行政運用ベースの実

態を理解し、それに柔軟に対応することが重要です。とはいえ、法形式を全く無視していいということではありませんので、以下、簡単な法の形式上の大枠を示したいと思います。

● 「法律」と「施行規則」の対応

外国投資法 4 条が規定する 11 の規制業種

・「ミャンマー国民のみが行うことができる製造業およびサービス業」

法 4 条 f 項 ⇒ 規則 7 条 + 別表 1

・「ミャンマー国民のみが行うことができる零細規模の農業」

法 4 条 h 項 ⇒ 規則 8 条 + 別表 2

・「ミャンマー国民のみが行うことができる畜産業」

法 4 条 i 項 ⇒ 規則 9 条 + 別表 3

・「ミャンマー国民のみが行うことができる漁業等」

法 4 条 j 項・k 項 ⇒ 規則 10 条、規則 12 条 + 別表 4

● 「細則」と「通達」の対応

外国投資法施行規則 4 条・5 条

・「禁止・制限される事業」

⇒ MIC 通達：(類型) 21 の禁止・制限事業

・「ミャンマー国民との合弁によってのみ認められる事業」

⇒ MIC 通達：(類型) 42 の合弁によってのみ認められる事業

・「特定の条件においてのみ認められる事業」

⇒ MIC 通達：(類型) 115 の所管省庁の意見書、連邦政府の承認が必要な事業

⇒ MIC 通達：(類型) 27 の特定の条件付きで認められる事業 (\*)

⇒ MIC 通達：(類型) 34 の環境アセスメントが条件となる事業

以上が、法規制の枠組みです。

上記枠組みの中で、いくつか具体的な規制の内容について紹介しましょう。

例えば小売業などは、「MIC 通達（類型）27 の特定の条件付きで認められる事業」の中で規制がなされています。※JETRO ホームページ詳細参照

(19) 小売り（小規模小売りの形態には参入できない。スーパーマーケット、百貨店、ショッピングセンターの形態は認められる。ただし、ミャンマー企業による既存店舗から近接した場所では開店できない。国産の商品を優先的に購入し販売すること。JV の場合はミャンマー企業側が最低 40%を出資すること）

(20) 自動車、オートバイを除く小売り（2015 年以降のみ認める。最低 300 万ドル以上の投資とすること。免税措置なし）

(21) フランチャイズ（外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる）

(25) 専門店以外の小売り〔百貨店とハイパーマートは 5 万平方フィート（1 平方フィート=約 0.09 平方メートル）以上、スーパーマーケットは 1 万 2,000 平方フィートから 2 万平方フィートの店舗面積を有すること〕

というような内容で規制がなされています。

今回、新聞報道にあった規制緩和の対象となった小売業、貿易業、卸売業、倉庫業に対する規制は、元々は上記 MIC 通達の「特定の条件においてのみ認められる事業」の（類型）27 の特定の条件付きで認められる事業（項目 19、20、21、22、23、25、26）として規制がなされていました。今回、小売業については、項目 19、25、26 において面積要件、資本要件、JV 要件、距離制限、項目 20 において取扱商品規制、最低資本金規制などの外資規制がありましたが、それらの規制が撤廃されるということです。

ミャンマーへの進出、および投資をご検討される際には、上記のルールの中での、自らが行う事業が、どの部分の規制と関係するかを慎重に分析する必要があります。少し法律の細かい規定を読み込む必要があることから、自らの事業への規制該当性、規制適用については、専門家に意見を求めることをお勧め致します。



2014年12月22日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(7)『ティラワ経済特区』



ティラワ経済特区開発用地

前回(第6回)は、ミャンマーへ進出するための法規制の枠組みを解説しました。特に、外国投資法に基づく進出についての業種規制などについて詳しく解説をしました。今回は、日本主導で開発を進めているティラワ経済特区について解説しますが、同SEZへの進出については、経済特区法(SEZ法)に基づく特別の進出形態となりますので、外国投資法や会社法に基づく一般的な進出形態とは異なる点だけ、まず指摘しておきます。

さて、さる2014年10月下旬に、ティラワ経済特区の開発会社Myanmar-Japan Thilawa Development Ltdの株主総会が華々しく開催されました。冒頭、ヤンゴン管区首相のミンスエ氏は、事業開発会社発足後約1年で、今や株主は約1万8千人を超え、順調な滑り出しであることをアピールしました。

ティラワ経済特区の開発プロジェクトは、同開発会社の株主構成が、ミャンマー側51%(ミャンマー政府10%、ミャンマー民間41%)、日本側49%(日本政府10%、丸紅、三菱商事、住友商事の連合体であるMMSティラワ事業開発会社39%)となっていることが示している通り、日本政府、ミャンマー政府、共に肝入りの壮大な合弁プロジェクトだ。ここには日本のODAも活用されており、将来的には株式の上場を目指すという。

現在、ティラワSEZへの外国企業の申請は63社(2014年11月時点)。内26社が既に承認を得ている。日本企業は12社で、タイ、シンガポール、香港、オーストラリア、スイスなどの企業も含まれ、世界じゅうが注目しているSEZだ。当初想定されていたよりも、順調にリース契約社数が積み上がっている印象だ。既往までに、ティラワ経済特区への日本勢の視察ミッションは、日本経団連企業をはじめとして、数百社を超える数の日本企業の視察団が訪れている。港の水深の問題から重工業には適さないなどのデメリットが指摘されているが、河川港であるヤンゴン港に比べれば、港としての機能性は相対的

に高く、軽工業、自動車・二輪車製造、電子・電機部品、食品加工などの進出が期待されている。今後、インフラ整備の進展に伴い、日本企業の進出申請の数も増加していくであろう。

ティラワ SEZ は、ヤンゴン中心部から車で 1 時間ほどの南に約 20 km の好立地。地盤も粘土質層で非常に硬いと言われている。開発総面積は、2400 ヘクタールで、先行開発エリアである約 400 ヘクタールの内、2015 年までに造成工事（第一期 189 ヘクタール）を完了させる予定だ。現在急ピッチで造成が進んでおり、電力、水道（上水施設、下水処理場、浄水場など）、道路、橋などの産業インフラ、ごみ処理施設などの整備も並行して進んでいる。製造業系の大型の工場が本格稼働するのは、2018 年春頃と見られている。ティラワの春は近いようでまだ遠い。

ティラワ経済特区への進出は、冒頭若干指摘をしましたが、SEZ 法に基づく特別の進出形態となり、各種の優遇税制の恩恵を受けることができる他、外国企業の土地の所有権や長期の使用権が認められていないミャンマーの土地関連法制下においても、SEZ 内においては最長 75 年の土地の使用権が認められる。特に大型の工場設備投資などを伴う製造業の進出においては、そのメリットは大きい。その他、ミャンマービジネスにおいて一部弊害となっている資金決済・資金送金の困難性の面においても各種優遇措置が認められている。

歴史的に見れば、タイの工業団地は、日本の製造業が、アジアにおけるサプライチェーンを構築する上で、重要な戦略的な拠点として発展した。現在も、タイは陸側 ASEAN において、製造業の中心であることは間違いない。その地位は今後も容易には揺るがないであろう。ミャンマーにおける製造業の発展は、日本企業がグローバルサプライチェーンの中心的位置づけとして構築してきた中国やタイの拠点への集中を分散化し、中国における政治リスクや、タイにおける洪水等の一部天候リスクなどを分散化させるための補完的なサプライチェーン構築の中で、検討分析されるべきである。

ミャンマーの経済的な発展は、ミャンマーにおける製造業の発展とそれをベースとした大型の雇用創出と低所得者層の所得の底上げにかかっている。長い間、農業国家であったミャンマーが徐々に工業化され、いずれは第三次産業が芽生える素地を作るためのきっかけであり、またその命運を左右するとも言えるティラワ SEZ 開発。日本とミャンマーの絆の象徴とも言えるこのティラワ SEZ 開発プロジェクトの成功を期待したい。

2015年01月26日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(8)『ミャンマーの政治情勢を読み解く(1) 米国とNLDは一枚岩か?』



NLD 党首アウンサンスーチー女史

ミャンマーにとって、2015年は、民主化後約3年の成果が判断される総選挙が行われる年である。

2014年、ミャンマーは、ASEAN 議長国として、その役割をきっちりと実行した。11月のASEAN 首脳会議+東アジア首脳会議において、テインセイン大統領は、オバマ大統領、日本の安倍首相、中国の李首相などと会談した。民政移管後の成長と民主化の成果について一定程度アピールできたと言える。ASEAN 会議議長としては、南シナ海の海洋秩序の維持に向けて、中国を牽制しながら、リーダーシップを発揮した。

オバマ大統領は、テインセイン大統領との会談において、「ミャンマーの民主化が本物であり、様々な障害により簡単には進まないだろうが、楽観視している」と述べ、ミャンマーの民主化のプロセスについて一定の評価をした。さらに、「2015年の総選挙が予定通り開催されることを期待している」と述べ、総選挙が公正な手続きの下に実施されるよう要請している。

オバマ大統領は、来緬に先立って行われたテインセイン大統領、ミャンマー最大野党 NLD 党首のアウンサンスーチー女史との電話会談でも、2015年の総選挙の公正な実施を要請し、ミャンマー大統領府、議会、軍、与党、野党のトップ同士の政体会議を実現させた。この会議では、副大統領 2 名を含む大統

領、トラシュエマン下院議長、ミンアウンライン国軍総司令官、テーウーUSDP 副議長、アウンサンスーチーNLD 党首などが一同に会し、2015年の総選挙の実施を確認した。この会議の中では、NLDが求める憲法改正については、国民の意思と規定の手續きに基づき行われるべきことが確認され、スーチー女史もこれを確認している。

しかし、その後のオバマ大統領の来緬時における会談で、スーチー女史は、以前より主張してきた自らの国家元首就任を阻む規定である憲法 59 条の改正の必要性を、米国政府とともに、改めて国際社会へ強く訴えかけた。オバマ大統領も、同規定の不公正さについて言及している。スーチー女史としては、主張の拠り所は、規定自体の非民主性だけでなく、昨年実施された憲法改正を求める 500 万人の署名（議会へ提出済）はミャンマー国民の意思であり、これを無視することは、民主主義のデュープロセスに反するという主張だ。

従来より、ミャンマーの民主化の実現に向け一枚岩であった米国とスーチー女史。11月の会談では、オバマ大統領が、現政権の民主化が本物で、今後の進展を楽観視すると述べたのに対して、スーチー女史は、民政移管後の 2 年間は民主化が停滞していて、楽観視しすぎるのは危険であると、米国の見方を戒めている。また国内のイスラム系少数民族への政府による迫害問題について、米国は積極的な懸念を示したのに対し、スーチー女史は、国内的にセンシティブな問題について積極的な発言を控えた。ここに来て、米国とスーチー女史との間に多少の温度差が生じていると言える。

かつてのヒラリー国務長官の電撃ミャンマー訪問によって、ミャンマーの民主化の道筋を確定的なものにした米国民衆党。この外交的な成果を、北朝鮮の民主化の扉をこじ開けるための好事例と位置付けている。オバマ民主党政権としても、民主人権外交の成果としてのミャンマーの民主化を象徴的にアピールし、国際的に発信力のあるスーチー女史との蜜月関係を演出・維持することは、中間選挙で敗北して政権基盤がぜい弱化している状態下において、そのメリットは小さくない。米国として、ミャンマーの民主化の後退はもはや許されるものではないが、そのプロセスとスピードについての考え方は、スーチー女史との間に差が生じてきている。

米国は、民主化の実現のために、理念的な民主主義の理想に基づき、過度なスピードと厳格なプロセスを、今のミャンマーに強制することは、危険であると理解している。この点、スーチー女史は、理念的に過ぎる考えを持っているように、私は感じる。

以上見てきた通り、米国と NLD との間に多少の温度差は生じてきてはいるものの、基本的には協働路線であることには変わりはない。現与党 USDP が選挙を実施しない、または不公正な手續きで選挙を実施するようなことになれば、米国は黙っていないだろう。USDP は、公正に選挙を実施し、自らの行ってきた民主化の成果を誠実に国民に問うことが、最も USDP にとって利益があると、私は確信している。選挙制度や選挙の手續きにおいて、不公正な対応をすることは、米国や国際社会の介入を招き、必ず自ら墓穴を掘る結果になるだろう。

次回のコラムでは、ポスト 2015 年を展望してみたい。



2015年02月23日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(9)『ミャンマーの政治情勢を読み解く(2) 2015年総選挙を展望する』



2015年総選挙を争うテインセイン現大統領、トラシュエマン下院議長、アウンサンスーチーNLD議長

2015年の年頭、ミャンマーの選挙管理委員会は、2015年10月下旬から11月上旬に総選挙を行うことを発表した。5年前の総選挙(2010年11月)では、アウンサンスーチー女史率いるNLDは、選挙をボイコットした経緯がある。結果として、現政権与党であるUSDPが圧勝したわけであるが、今年の総選挙に、NLDは参加するのであるか、世界中が注目している。

そのような中、2014年12月30日、アウンサンスーチー女史は、記者会見で、公正公平な選挙の実施を求め、今回の選挙がどのようなルールにおいて実施されるかが決まるまでは、選挙に参加するかどうか判断できないと語り、選挙への不参加の可能性を示唆している。

ここで争点となっている選挙におけるルールとは、昨年連邦議会の特別委員会が発案した8種類の選挙制度の内、現在の小選挙区制に加えた比例代表制並列制についてである。

私の見立てでは、比例代表並列制は、NLDや少数民族政党にとってもメリットのある制度であると考えられるが、NLDや少数民族政党は、比例代表並列制は、USDPのみを利するだけの制度であるとして導入に反対の立場を表明している。確かに、USDPにとってもメリットもあるが、制度のメリットデメリットは各政党が共通して享受する性質のものであり、これだけを理由に選挙に不参加という姿勢は、政党

として身勝手すぎるように感じる。憲法が規定する複数政党制に基づく公正な選挙の実効性を高めるためにも、現在、政党法上認められている政党は、国民の選択肢として、きちんと選挙に参加すべきである。NLD の論理で言えば、NLD が参加しない選挙は、選挙の公正さに欠けると言うが、それでは国民政党としての責任を果たす政党とは言えないだろう。現制度下で、可能な限り議席を獲得し、議会の構成を変え、一步一步着実に制度改革を成していくべきだと考える。もっとも、議会の 4 分の 1 が軍人の固定席との制度的な批判もあるが、それも含めて、憲法改正並びに選挙制度改革を現実的に進めていくべきである。議会制民主主義において、選挙のボイコットは、政党のわがままであって、国民への責任を放棄していると評価されることになる。

また、選挙前の憲法改正がなされなければ、公正な選挙とならないという理由で、選挙に参加しないとするのも、憲法改正を働きかけるための交渉のカードとしては、すでに時間切れとなっている。もう 2015 年の総選挙は目前である。憲法改正は、現憲法下での選挙の下、新しい議会の構成員に働きかけて実現すべき段階にあると思う。NLD が集めた 500 万人の憲法改正の署名は、確かに国民の意思の一部であるが、その意思を無駄にしないためにも、現憲法下での選挙に参加し、選挙に勝って憲法改正を成し遂げるべきである。

2015 年総選挙は、実施されないとの一部の悲観的な見方もあるが、おそらく現政権は、選挙を実施するであろう。その上で、NLD が選挙に参加しない可能性は否定できない。当然、NLD が選挙に参加することが期待されるが、NLD の圧勝か、又は、勝ち方の程度によっては、NLD と USDP との連立政権が発足する可能性も高い。現在、一番大統領へ近いところにいると言われているトラシュエマン下院議長が、アウンサンスーチー女史と組む可能性は十分にある。アウンサンスーチー女史は、現憲法下では大統領の就任要件に欠ける。彼女の最終的な目的は、ミャンマーに、人権保障と自由、そして民主主義を実現することであり、彼女自身が大統領に就任することではないはずである。連立政権下で、国民意思を問い、軍に特権を認めている現憲法を改正する必要があると判断されれば、憲法改正を実現すべきである。

テインセイン大統領が進めてきた民政移管後のミャンマーの改革を更に進めるためにも、選挙のボイコットなどで国政を混乱させることなく、NLD が選挙に参加することを期待したい。アメリカを含めた国際社会は、もはや NLD の選挙不参加を支持しないであろう。ミャンマーにおいて一定の民主化の成果が出てきていることは国際社会の共通認識である。ミャンマーの民主改革は段階的に進められるべきものであることは、国際社会の現実的な見方として大勢を占めているのである。もはや NLP の理想主義的な選挙のボイコットは支持されないであろう。

2015年03月23日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(10) 『ミャンマーにおける少数民族問題』



少数民族衣装 (シャン族)

2015年1月1日、テインセイン大統領は、年頭のあいさつで、少数民族の自治権を拡大させる形の連邦制を、相互の対話の下に実現できると信じている述べ、少数民族問題の解決に向けて、積極的に取り組む姿勢を示した。

ミャンマーには、約135の少数民族(政府公式発表)がいると言われている。その70%程度がビルマ族で、その他カレン族、シャン族など、数多くの少数民族がいる。過去、ミャンマーの歴史の中で、少数民族同士の紛争が内戦の形となって、国家統治上の大きな問題の一つであり続けてきた。その背景には、民族間の宗教対立も絡んでいて、その対立の構図は、複雑かつ深刻な内政上の問題となっている。民政移管後の現政権は、この少数民族問題に積極的に取り組む姿勢を見せており、同問題では、議会内に設置された国内の和平問題委員会の委員長であるアウンサンスーチー女史とも意見交換を行い、解決への道筋を探っている。

2012年1月には、63年にも及んだカレン族との紛争に終止符が打たれ、停戦合意に至った。国際社会からの注目度も高い、最も激しい対立と紛争を繰り返してきたカチン族の武装勢力(KIA)とも、幾度の停戦合意交渉を重ね、一步一步に合意に向けて交渉が進展している。



そして、国籍を有しないロヒンギャ族の迫害問題も深刻な問題として、国際社会の関心を集めている。ロヒンギャ族は、イスラム教徒であることが、ミャンマー国内のマジョリティである仏教徒との対立を生む背景ともなっている。ロヒンギャ族はミャンマー国内に 100 万人以上いると言われており、今後ロヒンギャ族への政府の対応次第では、人権侵害国家としての烙印を押され、ミャンマーの民主国家としての評価を大きく下げる要素となることが懸念される。2014 年 12 月の国連総会においても、全会一致で、ロヒンギャ族の市民権を認めるようミャンマー政府に求めている。

日本政府も、同問題解決への関心が高く、日本財団会長の笹川陽平氏を少数民族福祉向上大使に任命して、和平に向けた解決のための支援を行っている。

なお、ミャンマー国軍は、軍事政権の象徴として、国際社会で悪いイメージが定着しているが、ミャンマーにおける長い少数民族問題の歴史を鑑みれば、ミャンマーの統治機構上、国軍の存在が必要不可欠であったと評価する専門家も多い。アウンサンスーチー女史自身も、統治上の必要性から、軍の存在を否定しておらず、今後も連邦国家としてのミャンマーは、少数民族統治との関連で、軍の存在が否定されることはないものと考えられる。一説によれば、首都をヤンゴンから中部のネピドーに移転したのも、少数民族紛争統治のため、国軍をコントロールしやすい位置に置くためであったとも言われている。

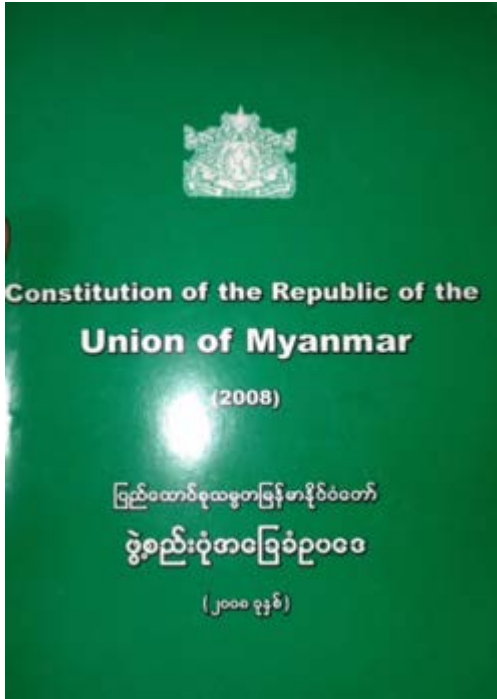
以上のような背景がある中、2 月に入り、ミャンマー北東部の中国国境付近で、少数民族であるコーカン族とミャンマー国軍との間で紛争が勃発した。日本のメディアも高い関心を持って報道している。テインセイン大統領としては、4 月の水かけ祭り前までに少数民族問題の全面解決に道筋を付ける目算でいたが、その実現に暗雲が立ち込めてきた。

ミャンマー北東部に、コーカン地区と呼ばれるかつてケン栽培で潤った地域がある。すでに同地区でのケン栽培は全面的に禁止されているが、経済的基盤を失ったコーカン族は、ミャンマー国軍との間で小競り合いを繰り返してきた。このコーカン族は歴史的には中国からの移住者を主体としており、それが武装勢力化したものだ。紛争の勃発について、中国の関与も疑われており、テインセイン大統領は、「いかなる国もミャンマーの主権を侵害することは認められない」と、中国を牽制する発言を行っている。両者の戦闘により、すでに 100 名以上の死者が出ており、民政移管後初となる戒厳令も同地区において発令されている。2 月末時点で、コーカン族の拠点は、ミャンマー国軍により制圧され、現状は秩序を取り戻している。

このようにミャンマーにおける少数民族問題は、依然として予断を許さない状態であるが、テインセイン大統領としては、2015 年の ASEAN 経済統合という節目において、内政問題のメインである少数民族問題の解決に目途を付けると ASEAN 各国に約束している。ミャンマーの少数民族紛争は、歴史的に見ても容易に解決できる問題ではないが、2015 年の総選挙と同様に、現政権にとっては大きな政治的な課題と言え、解決へのステップアップが望まれている。

2015年04月20日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(11)『2008年ミャンマー連邦共和国憲法の問題点』



ミャンマー連邦共和国憲法

アウンサンスーチー女史率いる NLD（国民民主連合）は、民政移管後のミャンマーにおいて、憲法改正がなければ真の民主化の実現はないと主張してきた。目前に控えた 2015 年の総選挙も憲法改正を行って後に選挙をすべきとの主張を続けてきた。しかし、それは時間切れで実現は難しい情勢だ。

誤解や間違った報道も多いが、2008 年に成立した現在の憲法は、有効な国民投票を経て国民の 9 割以上の賛成を得て適法に成立した憲法である。この憲法の構成は、れっきとした民主憲法の建て付けとなっている。第 1 章において「国家の基本原則」、第 4 章において「国民主権」を宣言、第 7 条で「複数政党制」を規定、第 21 条は「国民の自由」と「法の下での平等」を「国民の権利」として規定している。国家の統治機構を三権分立とした上で、第 35 条では「市場経済」を国家の経済体制とすることを宣言している。私有財産制を認め、企業の非国有化宣言もしている。想像以上に自由で民主的な憲法である。

しかし、この憲法は各方面から問題がある憲法であると指摘される。

よくメディアで報じられるのが、立法府（連邦議会）の 4 分の 1 が予め軍人の固定席になっているという規定。憲法改正の決議要件である 4 分の 3 以上の賛成を得る上で、この軍人固定席の 4 分の 1 が大きな障壁になっているのは事実である。現在のミャンマー連邦議会は、上下院の二院制（上院 224 名、

下院 440 名)、両院の 25%が軍人の固定席であり、上院では 56 名、下院では 110 名が軍人議席となっている。現大統領は、将来的この規定の排除を示唆する発言もしている。

そして、アウンサンスーチー女史の大統領就任を阻む目的で作られたと言われる第 59 条。同規定は国家元首の就任要件を定めた規定だが、本人や配偶者、子供が外国籍であったり、外国から何らかの恩恵を受ける立場にある場合は、国家元首の就任要件に欠け、大統領にはなれないことになっている。

それから、国家の非常事態時の規定も問題として指摘される。第 210 条が規定する国防治安評議会（大統領、副大統領 2 名、各議院の長、国軍司令官、国軍副司令官、国防大臣、内務大臣、外務大臣、国境大臣の 11 名から構成）。そして、憲法第 11 章が規定する国家の緊急事態において、大統領が国防治安評議会と協議して緊急事態宣言をなし、大統領は国軍の最高司令官に国権の行使を委譲しなければならないと規定する第 418 条。これらの規定により、国家の非常事態時には、国家の統治機構の最高権限者は軍司令官に自動的に移行するのだ。この場合、議会の議員は自動的に失職し、国軍の最高司令官が、立法、行政、司法の執行権を有し、国民の基本的人権を制限できることになる。

このような憲法の規定の背後に見え隠れする軍が実質的な統治権者となり得る制度が、2008 年憲法の問題点として指摘されている。厳格な意味での民主憲法とはとても評価しがたいというのが一般的な見方だ。

NLD による憲法改正を求める動きから始まり、連邦議会も含め、憲法改正のための委員会などを通じて国民的議論が高まっている。理想的には、憲法改正後に総選挙の実施ができればよかったが、すでに時間切れである。まずは総選挙を公正に実施し、選挙後の議会において、憲法改正のための審議が尽くされることが期待される。

2015年05月18日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(12)『ミャンマーにおける大統領選出制度』



まるで要塞のようなミャンマー連邦議会

今年2015年11月に、10年ぶりの立法府の総選挙が行われることは、本コラム8回、9回で書きました。この立法府である議会の総選挙と、大統領の選出選挙は異なる制度です。メディアも含め、制度的な理解が間違っていることが多いので、本コラムにて正確にミャンマーにおける大統領選出制度について解説をしたいと思います。実際に本コラムの読者からも、大統領の選出制度についていくつか問い合わせありましたので、皆様関心の高い分野なのだと思います。

ミャンマーにおける大統領（国家元首）は、2008年ミャンマー連邦共和国憲法にその就任要件が規定されています。就任要件については、アウンサンスーチー女史が国家元首になれないような規定の仕方になっていることが問題視されていることは既に11回目のコラムにて述べました。

さて、大統領の選出制度ですが、いわゆる下院である「国民代表院」と、上院である「民族代表院」、および、それぞれの議院に帰属する軍人議員の3主体（3母体）から、まずそれぞれ大統領候補者を選出します。

つまり、下院からの大統領候補者1名、上院からの大統領候補者1名、両議院にまたがる軍人議員の中からの大統領候補者1名の、合計3名の大統領候補者が選出されます。

その上で、下院（国民代表院）と上院（民族代表院）を合わせたミャンマー連邦議会において、大統領の選出投票を行います。

この投票において、最多得票者1名が大統領（国家元首）に選出されることとなります。

最多得票を得ることが出来なかった他の大統領候補者2名は、自動的に副大統領に選出されます。

以上が、ミャンマーにおける大統領の選出制度です。下院民選議員330名＋下院軍人議員110名、上院民選議員168名＋上院軍人議員56名というミャンマー連邦議会の構成員を基礎として、下院民選議員、

上院民選議員、両院軍人議員というそれぞれの母体から 1 名ずつの大統領候補者を選出し、その中での決選投票を行うという仕組みです。

したがって、当然、議院の議員総選挙の結果が、大統領候補者の選出に反映されますが、軍人枠が選出母体として一つ固定していますので、必然的に軍人出身の大統領ないし副大統領が 1 名選出されるという仕組みになっていると言えます。この辺が、メディアを中心として批判の対象としている仕組みです。

この大統領選出選挙は、2015 年 11 月の議会の総選挙を経て、2016 年 3 月に決選投票が行われる予定となっています。

2015年06月15日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(13)『ミャンマーの現代史(1) ビルマ独立からビルマ式社会主義国家へ』



ビルマ建国の父 アウンサン将軍

今までのコラムでは、経済や政治を中心に見てきましたが、ここからは、少しミャンマーの歴史を概観していきたい。

1948年、ビルマは長く続いたイギリスの植民地支配からの独立を果たした。イギリス政府と粘り強く独立交渉に尽力したのが、ビルマ建国の父として国民から愛され続けているアウンサン将軍だ。現在最大野党(NLD)の党首であるアウンサンスーチー女史の父だ。彼は、イギリスからの独立運動、そしてその後の日本軍による占領時代における抗日運動において、リーダーシップを発揮した。日本の敗戦後、1947年1月にイギリス政府と、1年後のビルマ独立の協定を締結するが、独立を目前に控えた1947年7月に糾弾に撃たれ、帰らぬ人となった。

アウンサン将軍は、もともとラングーン大学で学生運動のリーダーとして頭角を現し、後に、BIA(ビルマ独立義勇軍)を率いて日本軍で訓練を受け、日本軍と共に、イギリス軍との戦線に参加した。

アウンサン将軍が目指した国家とは、イギリスからの独立を果たし、少数民族の自治権を尊重した形の連邦制の創設であったと言われている。すでにこのコラムでも書いたが、ミャンマーにおける少数民族紛争は、その後半世紀以上経った現在においても未だに終結に至っていない。アウンサン将軍が目指

した対話型の民族融和をベースとした連邦国家の実現が、2015年の総選挙によって国民の意思に基づき実現されることが期待される。

アウンサン将軍の死後、ビルマは、ウーヌー政権により社会主義国家への路線を歩むことになったが、その穏健路線に異を唱えたネーウィンが、1962年、軍事クーデターを起こし、ビルマ式社会主義と言われるイデオロギーの下、一党独裁・産業の国家独占を進めた。このネーウィンによるビルマ式社会主義体制は、1988年の民主化運動によって崩壊するまで続くことになる。ネーウィンによる26年間の独裁体制下で実施された計画経済政策は失敗し、戦前はアジアで最も豊かであったミャンマーは、他のASEAN諸国対比著しく社会経済的な発展が滞り、アジア最貧国の地位へ凋落することとなった。ネーウィンによるビルマ式社会主義体制は、民主化運動によって崩壊したが、その結果、生まれたのは、軍事政権というミャンマー国民にとっては更なる試練が待ち受けていた。ここで発足した軍事政権は、後に改組してSPDC（国家平和発展評議会）となる悪名高きSLORC（国家法秩序回復評議会）である。

以後、20年以上に亘り、ミャンマーは、国際社会から隔離された更なる暗黒の時代に突入することになる。

2015年07月13日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(14)『ミャンマーの現代史(2) 軍事政権から民主化への道のり』



アウンサン将軍暗殺の旧政府庁舎（青い窓の部屋）、ここからビルマ式社会主義国家へ

1988年の大規模な民主化運動によって、ネーウィンによる社会主義体制は崩壊したが、国軍が民主化デモを鎮圧し、その後、国政を掌握し政権の座に就いたのは軍事政権であった。この軍事政権は、軍のトップであったソーマウン、そして後継のタンシュエと、その後20年以上に亘り続くことになる。軍事政権は、ネーウィン政権による社会主義経済システムの停滞から脱するため、外資導入や市場経済の導入などを想定した開放路線を選択した。しかし、軍政による非民主国家の烙印を捺されたミャンマーは、アメリカやヨーロッパによる経済制裁によって再び国際社会から孤立することとなる。経済制裁の影響は想像以上に、ミャンマー経済を締め付け、経済成長をストップさせる。

軍政時代の悪政の象徴として国際社会から大きな批判を受けたのが、2000年に実施された総選挙の結果を反故にしたことだ。同選挙において、アウンサンスーチー女史率いるNLDが圧勝したにも拘らず、民政移管のためには憲法改正が必要であるとして、議会を招集せずに選挙結果を無視して政権に居座った。軍事政権下で、表現の自由、集会の自由、通信の自由は認められず、過度の情報統制が敷かれた。反政府デモに対して軍は発砲する事態を幾度となく起こした。この後、軍事政権は、軍主導の民主憲法の制定作業に進んでいくが、この間、政敵であるアウンサンスーチー女史を、計3回、約15年間に亘り自宅軟禁したことによって、ミャンマー軍事政権は、更なる国際社会からの非難を受け、経済制裁の強化によって、いよいよ八方ふさがりの孤立状態に陥ることとなる。このような中、1991年に、軟禁中



であったアウンサンスーチー女史に対して、ノーベル平和賞の受賞が決定された。

ミャンマー軍事政権と国際社会の緊張が高まる中、1993年、軍事政権は、憲法制定のための国民会議を開催、その後2003年には、7段階の民主化ロードマップを発表した。そして、2008年には念願の憲法制定のための国民投票を実施し、賛成率92.4%の信任を得る形で、ミャンマー連邦共和国憲法が成立することとなる。

このころ、アメリカは、ミャンマーに対して対話政策への転換を図る（2009年、クリントン国務長官談話）。2010年には、政党登録法が成立したものの、禁固刑受刑者に被選挙権及び政党員たる資格を認めない法律であり、これに対する批判を強めたNLDは政党登録をせずに選挙をボイコット。軍事政権は、2010年7月、新憲法の下、予定通り総選挙を実施し、軍の傀儡政党であるUSDP（連邦団結発展党）が圧勝する結果となった。軍政は、総選挙後に、アウンサンスーチー女史を自宅軟禁から解放した。

この後、2011年に、テインセイン政権が発足、テインセインが大統領に就任。テインセイン大統領は、今までの軍事政権時代とは大きくスタンスを変更、自宅軟禁から解放されたアウンサンスーチー女史との対話政策へ転換する。ここからついに雪解けが始まり、民主化への道のりが本格化することになる。

<前の記事 一覧に戻る 次の記事>

2015年08月10日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(15)『ミャンマーの現代史(3) 民政移管の実現から2015年総選挙へ』



テインセイン大統領、アウンサンスーチー女史 初会談

2011年3月、SPDC（国家平和発展評議会）は解散し、2008年ミャンマー連邦共和国憲法下で初の大統領となるテインセイン政権が発足した。テインセインは元軍人であるが、民政移管を実現した形での文民政権であり、議会において一定の軍の影響力（4分の1の固定議席）があるものの、ミャンマーにおいて名実ともに初の民主政権が発足することとなった。

テインセイン大統領は、就任後、矢継ぎ早に民主化政策を実施。軍事政権下での政治犯の恩赦による釈放を段階的に実施した。以後、言論の自由や集会の自由、メディア法の制定など、表現の自由にかかわる基本的人権実現の為の政策に果敢に取り組むこととなる。また、改正政党登録法により、NLDが政党復帰を果たすこととなった。

2011年12月には、アメリカのクリントン国務長官が国務長官としては57年ぶりにミャンマーを電撃訪問。テインセイン大統領、アウンサンスーチー女史と会談した。テインセイン政権による民主化路線

の実現の為にアメリカ政府が後押しすることを約束、ミャンマーの国際社会への復帰への期待がいつきに高まった。そして、2012年4月の下院の補欠選挙において、NLDが45議席中43議席を獲得して圧勝、アウンサンスーチー女史も当選。民主国家としての適正な手続きの履践が国際社会の評価を受けることとなった。

このように、テインセイン政権下の着実な民主化の成果が各所に現れる中、7月にアメリカがミャンマーに対する経済金融制裁の一部解除を内容とする大統領令を発表。オバマ大統領は、現職のアメリカ大統領としては初のミャンマー訪問を実現させ、1997年以来続いてきたアメリカの経済金融制裁が、ここで実質的にほぼ解除されることとなった。この動きに追随する形で、EUも経済制裁を解除。ミャンマーへの外国からの投資環境の最低条件が、ここで整うに至ったと言える。

国際社会に復帰を果たしたミャンマーは、2013年SEAGAME（東南アジア競技大会）を首都ネピドーにて開催。民政移管後の改革の成果を国際社会に対してアピールする機会となった。この間、テインセイン政権は、2度の内閣改造を実施し、汚職大臣を追放、政権のクリーンさもアピール。また、全ての政治犯に対する恩赦も発表し、着実に民主化の成果を国際社会に呈示、国家再建のための国際支援を次々に取り付けることに成功する。2014年には、ミャンマーはASEAN議長国就任、みごと議長国としての役割を果たした。

民政移管後のテインセイン政権が実施してきた民主化・経済改革の成果を国際社会に示すことには成功したと言えるが、他方で、その成果の果実は、ミャンマー国民に幅広く行き届いていない現状がある。この現状に対する審判が下るのが、2015年の総選挙である。民主化後、初の本格的な総選挙と言える。NLDが総選挙前の憲法改正を訴えて、選挙のボイコットも辞さないなど、選挙情勢は流動的であるが、公正透明な手続き下、NLDも含めた全政党の参加を実現する形で、全国民による民主化後のミャンマーへの評価が行われることが期待される。民主化の成果が都市部に集中し、農村部と都市部の経済格差や、既得権益と非既得権益の経済格差が顕著になっており、その投票動向は予想しにくい情勢にあると言われている。

2015年の総選挙で、ミャンマーの進むべき将来を、ミャンマー国民自身が選択し、その多数の意思に基づき、民主化の果実が広く行き渡る経済社会が実現されることを期待したい。

2015年09月07日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(16) 『ミャンマーにおける外銀の攻勢が始まった』



UOB ヤンゴン支店オープニングセレモニー

2014年10月、ミャンマー政府は、邦銀3行を含む外国銀行9行に対して、ミャンマーでの銀行業ライセンスを許可した。当初邦銀は2行の枠のみと噂されていたが、ふたを開けてみれば日本のメガバンク3行が全て許可を得たことは、他の外国勢に衝撃が走った。特に、許可銀行がゼロであった韓国勢にとっては青天の霹靂だった。

日本勢に続いたのが、シンガポール勢の2行だ。中国、タイ、オーストラリア、マレーシアは各1行が許可された。

ミャンマー政府は、邦銀3行に対して許可を与えたことについて、日本企業のミャンマーへの進出・投資を促進する上で、邦銀3行のバックアップが必要不可欠で、その役割に対する大きな期待を持っていると、説明した。

日本政府は、ティラワ経済特区を始めとした経済産業インフラ分野、人材育成分野、証券市場開設など金融制度分野など、様々な分野で、ミャンマー支援を行っている。そのような官民あげたオールジャパンによるミャンマー支援も評価されたものと思われる。

許可を受けた邦銀3行の内、三菱UFJ銀行と三井住友銀行は2015年初春早々に営業を開始。華々しくオープニングセレモニーを行ったが、当面は、日本企業向けの外為業務、貸出業務のみを行うとしている。

これに続くシンガポール勢も営業を開始。シンガポールのUOB銀行のオープニングセレモニーで、UOB頭取は、ミャンマーにおけるロングタームローンなどの開発も積極化して、長期産業金融としてミャンマー経済の成長に貢献したいと宣言。邦銀が日系企業向けの銀行業務を主とするスタンスに対して、UOBは、ローカルのミャンマー企業に対しても積極的に融資を行い、ミャンマー人の雇用を創出し、ミャンマー人の所得を向上させるような産業育成・企業育成も銀行として力を入れていくとアピールした。

セレモニーの会場にいたミャンマー財務大臣、ミャンマー中銀総裁は、このスタンスを讃え、大きな賛辞を送った。実際に、セレモニーの会場で、いくつかのプロジェクトに対するローンの調印式まで同時に行うという演出まで用意されていた。

ミャンマーにおける銀行業務については、許可を受けた外国銀行の業務範囲も法律上不透明な部分も多く、当面は、行政裁量に依存する局面が続くと思われる。ミャンマー企業向けの融資業務などについて、日本勢は、日本政府とも協力し、ローカル銀行向けに、与信審査のシステムやノウハウについての人材育成・教育支援を行う形で貢献しようとしている。これは大変意義深い支援の形と評価できる。

他方、シンガポール勢のように、リスクをとって積極的に自らの業務範囲を拡大させ、ミャンマーの産業育成の名の下に、ビジネス機会の構築を進めていくアグレッシブなスタンスは、今後、邦銀にとって大きな脅威となるだろう。

アジアの金融覇権をかけて、日本勢とシンガポール勢が、ここミャンマーで激突する。今後の展開から目が離せません。

2015年10月05日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(17) 『ミャンマーにおける自然災害 (サイクロン、洪水、地震)』



洪水の様子を伝える地元新聞各紙

今年7月中旬から8月上旬にかけて降った季節風の影響による記録的な豪雨により、ミャンマーはここ50年で最悪の洪水被害が発生しました。この豪雨と重なる形で、ベンガル湾で発生したサイクロンによる影響も事態を悪化させる原因となりました。

被害状況としては、ミャンマーの14管区および州のうち、12管区および州において、洪水被害が発生しました。中でも最も深刻な被害を受けた地域は、ミャンマーの西北部のラカイン州、チン州、ザガイン管区、マグウェ管区の4つの地域でした。河川の水位が著しく上昇、河川が氾濫し、国連の発表では、約6千戸の家屋が崩壊し、40万ヘクタールの農地が水没しました。作物への影響は甚大だという。

25万人以上の人々が被災し、70名近くの死傷者が出ました。この洪水により、家屋だけでなく、道路、橋などの交通網も被害を受け、支援物資を届けるライフラインにも大きな支障が生じました。日本政府をはじめ世界各国から緊急支援物資が届けられました。

ミャンマーにおける自然災害と言えば、サイクロン「ナルギス」が有名である。ナルギスは、2008年5月、ベンガル湾で発生し、ミャンマー西部のお米の産地であるエヤワディデルタ地域に上陸。豪雨による洪水と強風による被害は甚大で、死傷者10万人以上、行方不明者20万人以上と過去最悪の災害となった。エヤワディ管区では、150万人以上の人々が家屋を失った。エヤワディデルタ地域は、ミャンマー

全体の米の産出量の 70%程度を占めるミャンマーにおけるコメ生産の中心地である。このエヤワディデルタを襲ったナルギスによる農業被害の傷跡は深刻なものとなった。

このような被害状況の中、ナルギス発生後、当時の軍事政権は、新憲法草案についての国民投票を予定通り実施するなどして国際社会から非難を浴びたことでも有名である。当時、国際社会と対立関係にあった軍事政権は、海外からの緊急支援物資の一部受入れ拒否や遅延受入れなど、その対応は大きな国際問題となった。

歴史的に、ベンガル湾で発生するサイクロン（年 5 回程度）は、ミャンマーには上陸することは少ないと言われており（バングラディッシュを通過することが多い）、ナルギス発生の際、それに対する備えが不十分であったとの指摘がなされた。政府による災害予報や避難指示なども不十分で、被害が深刻なものとなった。ミャンマー政府はナルギスの経験を踏まえ、その後国家災害防止行動計画を策定した。

地震災害については、ミャンマーの中央部を横断するザガイン活断層地域（ミャンマー北西部）における地震が多発している。ミャンマーでは、建物などの耐震対策が不十分であり、地震多発地域における耐震基準などを定めた法規制なども検討されはじめている。過去、ヤンゴンにおいては、それほど大きな地震は生じていないが、ひとたび大型の地震がヤンゴンで発生すれば、ダウンタウンを中心として、耐震構造でない建物密集エリアにおける被害は甚大なものになると予想されている。建築法規の整備に併せて、早期の地震防災対策の策定と実施が必要である。

2015年11月02日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(18) 『仏教国ミャンマー』



シュエダゴンパゴダで祈りを捧げる敬虔な仏教徒

ミャンマーは仏教国として有名である。日本人は映画「ビルマの豎琴」の仏僧をイメージする人も多いだろう。

ミャンマーの仏教は、日本の大乘仏教と異なり、非常に厳しい戒律の遵守を重んじる上座仏教である。タイやラオス、カンボジアなども上座仏教の国である。ミャンマー国民の約90%が仏教徒で、世界最大数の出家僧を擁する。出家をして寺院に入り、毎朝托鉢に回り功德を積む。歴史的に、寺院を中心とした地域コミュニティが、ミャンマーにおける社会生活の重要な相互扶助の基盤となっている。地域の信者は、托鉢僧に対し、食べ物を入れて功德を積む。一般的に、男の子は10歳になるまでに一度出家して見習僧として寺院に入り、成人してもう一度出家するのが通例。日本の大乘仏教と異なり、一度出家しても世俗に戻ることができる。ミャンマーでは、在家信者も含め、5つの戒律を遵守している（人を殺さない、ものを盗まない、人を騙さない、性的にふしだらにならない、飲酒にふしだらにならない）。出家中は、正午以降の食事は禁じられている。

地域に存在する仏塔（パゴダ）は、ミャンマーの仏教徒にとって重要な信仰の場である。休日ともなると、家族でパゴダに集い、熱心に祈りを捧げる様子が見られる。ミャンマー最大のパゴダであるヤンゴン中心部のシュエダゴンパゴダは、ヤンゴン市内で最も人が集まる信仰の場となっている。

その黄金の輝きと荘厳さは、訪れる人を圧倒させるパワースポットだ。パゴダでは、ミャンマーの8



つの曜日の暦に従って、拝礼する場所が決まっている。ここを訪れる際には、自分の誕生日の曜日を調べてから行くのがよい（ミャンマーのスマートフォンには曜日検索のアプリもある）。土足での拝観は許されていない。

ミャンマー北部には、カンボジアのアンコールワット、インドネシアのボロブドゥールと並び世界三大仏教遺跡の一つと称されているバガン遺跡がある。かつてのバガン王朝の都があった場所だ。大小2834もの数の仏塔が立ち並び、夕暮れ時にもなるとその美しい風景は、観る人を虜にする。これらの仏塔は、王族や一般市民からの寄進によって建てられたと言う。ミャンマー人仏教徒の敬虔さをうかがい知ることができる。

このようにミャンマーの歴史、文化、社会に深く根差した仏教であるが、ミャンマーではマジョリティである仏教徒と、マイノリティであるイスラム教徒との間の対立、紛争が社会問題となっている。ミャンマーでは市民権が認められていないムスリムのロヒンギャ族が迫害を受け、難民としてタイやマレーシア、インドネシアへと漂流して国際問題となったことは記憶に新しい。ミャンマーにいる過激派仏教徒は、時に、あからさまな対立を煽る。イスラム教徒の製造した商品の不買運動を呼びかけたり、仏教徒とイスラム教徒との婚姻を禁止する法案の提出や署名活動を行ったりと、その過激な行動から、ある過激派の高僧は、アメリカのタイム誌において「仏教徒テロ」と評された（同誌はミャンマーでは発禁処分となった）。民主化後のミャンマーにおいても、北部、中部の街で、仏教徒がイスラム教徒を襲うという暴動が度々発生している。軍や警察が出動し鎮圧しているが、暴動による死傷者を数多く出ている。ミャンマーにおける宗教対立は、少数民族問題とも絡み、統治上の不安定要素として、複雑な社会問題となっている。

2015年11月30日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(19)『2015年総選挙結果を受けて(1) —NLD 政権の誕生へ』



NLD 選挙集会に集まった群衆

2018年11月8日、ヤンゴンの街中は、選挙投票日の喧騒というよりは、いつもよりも静寂な雰囲気  
に包まれていた。「世の中が変わる」、何かそんな雰囲気が漂いながらも、人々は落ち着いた感じで、早  
朝から投票所に列をなし、粛々と投票を済ませた。即日の開票作業が遅々として進まない中、夕方ころ、  
最大野党 NLD（国民民主連盟）が独自の集計作業の速報をアナウンスし始めると、ヤンゴン中心部の  
NLD 本部前には支援者が続々と集まりだし、前面の道路を埋め尽くした。その熱気は、日中の静寂な雰  
囲気とは打って変わって、ついに待ち望んだミャンマーの民主化の夜明けが訪れるという確信に満ちた  
ものに変化していった。乾期にはめずらしくその日の夕方、大雨がヤンゴンの街に降り注いだ。しかし、  
その大雨も、NLD 本部前に集まった群衆の熱気を冷ますことはできない程だった。

総選挙の結果は、大方の予想以上に、NLD の圧勝に終わった。改選議席の 8 割以上を NLD は確保し、  
単独過半数を得て第一党に躍り出た。世界中のメディアが、NLD の勝利を「軍事政権の終焉」「民主化  
の夜明け」と報じ、メディアによっては現 USDP 政権が軍事政権かのような断定ふりの報道も多く見か  
けた。確かに USDP は軍政の流れを組む政党であるが、現政府は文民化した政治家によって構成されて  
おり、不十分とは言え議会制民主主義の下、民政移管後の民主化のための改革を進めてきた。この点は  
明らかに、かつての軍事政権と現テインセイン政権では異なるということは適正に評価されるべきであ  
る。

私の見立てとしては、テインセイン政権が 2011 年以降進めてきた民政移管後の改革路線の成果がベー  
スとしてあってこそ、今回の公正な総選挙の実現に繋がったと評価している。民政移管を実現させた  
テインセイン政権の 5 年間は、少数政党の政治参加や政治犯の釈放、表現の自由や報道の自由の緩和など、  
軍政時代には制限されていた自由権の拡大に資する政策を実施してきた。これらの過程を経て、ミャン  
マー国民は、自由な政治的意思表示ができる環境が整った今回の選挙において、軍政時代も含めた過去

への総括という意思表示をしたのが今回の選挙結果であろう。このように混乱もなく今回の総選挙を実施できたことは、まさにテインセイン政権の大きな成果である。

その上で、過去への総括となった今回の選挙。ミャンマー国民は、1990年の総選挙ではNLDが圧勝しながら、その選挙結果を軍事政権が無視、権力移譲を行わなかったことや、5年前の総選挙（2010年11月）ではNLDが選挙をボイコットしたなどの経緯があり、過去長い間、政治的な自由意思を選挙において表明する機会が実質的に奪われてきたといえる。その反動もあって、今回の総選挙では、軍政時代も含めた過去への総括として、軍政に対する完全否定と、真の民主化への強い意思を表明したものだと言える。

選挙結果を受け、テインセイン大統領、およびミンアウンライン国軍司令官は、国民の意思を尊重し、選挙結果を受け入れ平和裏に権力移管を行うと宣言した。軍が選挙結果を受け入れずクーデターを心配する声も多いが、まずは宣言通りに、平和裏に権力移譲が行われることが期待される。いよいよここミャンマーで、民主的な手続きによって、政権交代が実現する。

2015年12月21日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(20) 『2015年総選挙結果を受けて(2) —旧軍政トップと歴史的和解へ』



ミャンマー民主化の母 アウンサンスーチー議長

1万人以上の海外からの監視団を受入れ実施されたミャンマーの総選挙。選挙結果の確定値は、改選議席491議席の内、アウンサンスーチー議長率いるNLD(国民民主連盟)が過半数を獲得し390議席、現与党であるUSDPが42議席、その他の地方政党や民族政党などが59議席という結果に終わった。軍人の固定席である議会の4分の1の議席である166議席を考慮しても、NLDが議会で単独で過半数を獲得した結果となった。

選挙結果の確定を受け、アウンサンスーチーNLD議長は、テインセイン大統領、ミンアウンライン国軍司令官、トラシュエマン下院議長と相次いで会談。平和裏に政権移管を行うよう協力を要請。一部で、軍の抵抗や非協力姿勢が心配されたが、大統領、軍含め、円滑な政権移行を約束した。

今後、憲法の規定に従い、2016年2月6日までに議会が招集され、その後の議会において大統領の指名選挙が行われる。大統領の選出は2月中に行われ、3月中に、新大統領の就任と新政権が発足する見込みだ。

平和裏かつ円滑な政権移行への合意を、現政府、軍、議会の長から取り付けたアウンサンスーチー議

長は、在ミャンマー駐在の各国大使を招集し、円滑な政権移行の手続きへの外国政府の協力も求めた。NLD 政権の誕生を受け、従来 NLD とのパイプがそれほど強固ではなかった日本政府は、NLD に対し早期のアウンサンスーチー議長の来日を要請。第一弾として、2015 年 11 月末には NLD 中央執行委員会の経済委員で弁護士でもある NLD の幹部の来日を実現させ関係強化を急いでいる。

NLD が、着々と政権移行への準備を進める中、2015 年 12 月 4 日、驚くべきニュースが世界のメディアを駆け巡った。かつて、アウンサンスーチー議長を、延べ 15 年間（3 回）に亘り、自宅軟禁して拘束し、彼女の民主化運動に対し徹底的な弾圧を繰り返してきた旧軍政のトップであったタンシュエ議長が、トラシュエマン下院議長の仲介により、アウンサンスーチー議長との面談を実現させたのだ。タンシュエ議長は、NLD の選挙の勝利と、アウンサンスーチー議長のこれまでの活動を評価し、これからの国家の指導者として認め、国民が望んでいる形の民主化の実現に賛成している旨を伝え、NLD 政権誕生に協力する姿勢を示したとされる。これは、民政移管後も院政のような形で絶大なる影響力を行使し続けてきた旧軍部のトップと、アウンサンスーチー議長の「歴史的な和解」と、後世において評価されるであろう。もともと民政移管の判断をしたのは、旧軍政トップのタンシュエ議長であり、その後の民政移管後の改革を推し進めてきたのはテインセイン現大統領だ。この流れの中で、今回の総選挙において示された国民意思を尊重し、政府、軍は、民主化勢力との正式な和解を試み、アウンサンスーチー議長もこれに応え、国の為にならないような恨みに基づいた報復措置などは行わないことを約束したという。まさに、ミャンマーの民主化への土台が固まった瞬間だ。今後は、国民の意思を実現するために、NLD 新政府、軍が協力関係を構築して、ミャンマーの民主化を更に推し進めていくことになる。

このミャンマーの民主化の過程は、多くの血が流れた時代もあったが、その長く困難な時代を経て、最終局面においては、緩やかな民政移管で地ならしをした後、無血で権力移管を実現したと、賞賛されるべきであろう。民政移管から今回の総選挙を混乱なく公正に実施し、国民意思の実現に貢献したテインセイン現大統領こそ、アウンサンスーチー議長と並び、ノーベル平和賞候補者として適格なのではないかとも思う。この歴史的な和解に最大の敬意を表したい。

2016年02月01日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(2 1) 『2015年総選挙結果を受けて(3) —投資環境は改善するか』



ミャンマーの首都で光り輝く黄金のパゴダ

2016年2月1日には、昨年の総選挙の結果を受けて新しい議会が招集される。軍の旧トップとの歴史的な和解を果たした NLD のアウンサンスーチー党首は、ミャンマー連邦議会、軍、現与党 USDP とも連携しながら、着実に政権移行の準備を進めている。

NLD への政権交代後の投資環境の変化を見極めようと、外国企業は積極的な動きを見せている。

特に顕著な動きを見せているのが、米系企業だ。総選挙の結果が確定してすぐに、米国政府は成功裏に終わったミャンマーの選挙結果に対し賛辞を送り、昨年実施していた SDN リスト企業に対する経済制裁発動の部分解除など、ミャンマーに対する制裁緩和姿勢を示した。米国政府のミャンマーに対する支援スタンスが明確になりつつある中、マイクロソフト社など米系企業のミャンマーへの進出のビジネススキームが次々と発表され、政権移行を待たずに、ミャンマーへの投資がスピードアップしそうな機運が高まっている。

元々、ミャンマーへの投資環境上のネックは、欧米による経済制裁であった。現テインセイン政権が民政移管して後、およそ 9 割以上の欧米による経済制裁は解除されてきたものの、それでもミャンマーの主要企業との資本提携を含めたアライアンスにおいて実質的な高いハードルが残っていた。

ミャンマーの産業構造上、旧軍政時代からミャンマー経済の中心的役割を担ってきた政商（クローニ

一) は、何らかの形で制裁対象の網にかかっていたからである。ミャンマー外国投資法上の投資規制上、特定の業種規制の一環として、外国企業はミャンマー企業との合弁条件が付くことが多い。外国企業が合弁事業としてミャンマーへの投資をしようにも、合弁相手となるミャンマー企業が制裁対象であれば、合弁事業を立ち上げれば、自らも制裁対象企業となってしまうため、投資を躊躇せざるを得ない。制裁対象企業となってしまうと、特に、対外的な米ドル決済ができなくなり、海外事業を国際的に展開する企業としては致命傷を負うことになる。

そのような中、先般の選挙結果を受けて、米国政府による段階的な制裁緩和姿勢が明確になってきており、近い将来における制裁の全面解除への期待が高まっている。実際的には、過去、北朝鮮などとの武器取引や麻薬取引に関わったミャンマー企業などに対する制裁は解除されないであろうが、その他の企業については制裁が徐々に解除されていくことが見込まれる。

日本勢は、上記のような米国政府の動きや米系企業の動きに連動して、ミャンマーへの本格的な投資へのステップを踏み始めている。日本企業は、民政移管後のミャンマーにいち早く注目し、NATO (Not Action Talk Only) などと揶揄されながらも、進出のための事業調査などを水面下で進めてきた。産業インフラや法制度が未整備で、欧米の経済制裁も完全解除されない中、投資に慎重であった日本企業もいよいよ本格的に投資を検討し始めている。NLD への政権移行を見極めながらも、日本からの投資が加速することは間違いないだろう。さらに、会社法等の事業再編に関わる法制度も改正作業中で、今後、外国人に対する株式の譲渡などが合法的かつ弾力的に行えるようになった場合、ミャンマーにおける有力民間企業と外国企業とのアライアンスを含めた様々な投資形態が実現することになるだろう。日系企業は、これまで、ODA 事業と関連し、ミャンマー政府やその関係企業とのインフラ開発などを中心に事業活動を行ってきた。日本勢は、通信分野、金融分野（証券市場開設など）、経済特区開発、交通分野などで先行している。今後は、政府関連事業のみならず、民間同士の事業アライアンスも活発になることが期待されている。

以上のように、総じて、ミャンマーへの投資環境は、総選挙の結果を受けて、改善の方向に向かっていく。ミャンマーの投資局 (DICA) は、今後数年で外国投資による 30 万件以上の雇用創出を見積もっているという。米国の支援スタンスの明確化など、投資環境改善の好材料は揃っては来たものの、引き続き、電力、通信、水道、道路、港湾などの産業インフラの構築は進めていかなければならない (ハード分野)。産業インフラ分野も、民政移管当初よりは改善してきているが、依然として、他の ASEAN 諸国対比、電力を中心とした脆弱な産業インフラの未整備は、投資環境上のハードルとなっている。また、法制度整備や人材育成などのソフト分野における改善もスピードアップしていく必要がある。

政治の安定を基盤として、ハードとソフトの両輪を同時にしっかりと整備していくことが、NLD 政権下においても必要不可欠であろう。

2016年02月22日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(22) 『NLD 政策を読み解く その1ーピンロン精神と民族和平』



ミャンマー連邦議会議長応接室

NLD（国民民主連盟）の圧勝に終わった2015年のミャンマー総選挙。政権移行に向けて、軍との和解や政府との連携を模索しているアウンサンスーチーNLD党首。選挙に圧勝したのはよいが、政権移管後のNLDの政権運営能力に対し、国内外、特にミャンマーへの投資をしている経済界、産業界から不安の声が広がっている。NLDには人材が不足しており政策立案能力がないのではないかという指摘もよくなされる。それは事実であろうか？今後の政権運営を展望する上で、NLDが総選挙において掲げたマニフェストをもとに、NLDが目指している政策を一度きちんと分析する必要がある。

昨年の総選挙は、実際のところ政策論争という側面はほとんどなく、過去の軍政に対する否定的総括と、真の民主化に対する国民の明確な意思表示の場となった。結果、NLDの政策やNLDの各立候補者の資質などは論争とならず、民主化の象徴的存在であるアウンサンスーチー党首=NLDが絶対的な集票源となった。

NLDのマニフェストのスローガンは、「変化の 때가到来した」だ。大変分かりやすいスローガンで、国民はその変化の 때가今まさに到来したと判断して、過去への否定的意思表示をしたのが今回の選挙の結果だ。

NLDのマニフェストの構成は、

1. 少数民族問題と民族和平
2. 憲法改正と三権分立の確立
3. 行政、司法
4. 国防と安全保障



## 5. 外交

### 6. (1) 経済・金融・財政政策

(2) 農業政策

(3) 畜産業・水産業政策

(4) 労働政策

(5) 教育政策

(6) 保健・医療政策

(7) エネルギー政策

(8) 環境政策

(9) 女性政策

(10) 若者政策

(11) 通信政策

(12) 都市開発政策

となっている。

まず NLD のマニフェストの冒頭の最初に書かれているのは、「少数民族問題と民族和平」。

ミャンマーには 135 もの少数民族がいて、複雑な宗教的背景とも絡んで、未だに紛争が続いている。現政権において、テインセイン大統領は、少数民族問題の解決に向けて積極的に取り組んできた。しかし、60 年以上武装紛争が続いてきたカレン族との停戦合意など一定の成果は残したものの、全面的な和平にまで漕ぎ着けるには至らなかった。依然として、一部少数民族の武装勢力との紛争は続いている。この少数民族問題においては、現政権下において、ミャンマー連邦議会内に設置された国内の和平問題委員会の委員長に、立法府の議員であったアウンサンスーチー女史が就任するなど、解決への糸口を見つけるために彼女自身も努力もしてきた経緯もある。しかし、2015 年に入り選挙戦が本格化する中で、ミャンマーにおいて市民権が認められていないロヒンギャ問題や、その他の少数民族問題に対して公の場でのコメントを差し控えるようになったアウンサンスーチー NLD 党首は、時に国際的な人権団体などから非難の声を浴びせられた。選挙戦の途中においては、国民の大多数を占める仏教徒と、少数民族であるイスラム教徒との対立を顕在化させるような発言は、選挙結果への影響が大きいと判断したのだろう。一部の過激派仏教徒は、NLD へのネガティブキャンペーンを張り、NLD が政権の座に就けば、イスラム教徒への温和政策が採用されイスラム教徒が台頭し、国内の仏教徒が危険に晒されると、NLD に投票しないよう国民を煽ったりもした。しかし、アウンサンスーチー党首としては、沈黙していたわけではない。NLD はこの少数民族問題の解決のための基本的な政策スタンスは具体的ではないにせよ、NLD のマニフェスト上で方向性は明示していた。「少数民族問題と民族和平」は、マニフェストの中で 1 番最初に章立てされており、NLD としては最も重要視している国政上の課題なのだ。

マニフェストの記述の中で、私が目を引いたのは「ピンロン精神」を基礎として対話を通じて平和を築くという部分だ。ピンロンとは、シャン州のある町の名称で、かつてアウンサンスーチー党首の父、アウンサン将軍が、民族間の独立の合意を結んだ場所である（1947 年 2 月）。建国の父であるアウンサン将軍は、全ての民族が手を携えて団結し、平和的な連邦国家を創造することを目指していた。「ピンロ

ン」とは、その歴史的な合意がなされた民族独立と団結の象徴的な場所であり、あの時の合意の精神を基礎として国民対話をしていこうと、NLD は訴えたのである。そして、国民和解のプロセスについて、まずそれぞれの民族間に存在する問題を相互に尊重して対話のテーブルに着く。そして連邦制の原則に従い、天然資源を始めとした地域資源の権益享受を認めた上で、地域間でバランスの取れた発展を目指していく。そのためのプロジェクトの策定を透明性ある形で実現する。ミャンマーの国土は広く、天然資源の産地に偏りがあり、その権益を巡って、過去、地域の民族と政府や軍との対立の火種を作ってきた。NLD は、地域資源の権益享受を各地域に認めながらも、バランスの取れた連邦国家の発展を実現するために国民に団結の精神の尊重を説いている。国民は、アウンサン將軍の娘であるアウンサンスーチー党首に、あの「ピンロン」での合意の場面を重ね合わせ、NLD 新政権による民族和解の実現への期待を寄せたのである。この問題は半世紀以上も続くミャンマー国政上の最大の難題であり、国民から最大限の期待を受けたスーチー政権にとっても最大の難関となるだろう。独立の父の娘の政治的手腕がまずこの問題において試されることになる。

2016 年 2 月、総選挙後の新立法府の招集がなされ、下院上院の議長も選出された。NLD は上院議長にカレン族出身者、副議長にはラカイン族出身者を選出するなど、国家的な最重要課題と位置付ける民族和解に積極的に取り組む姿勢を見せた。まずはマニフェスト通り、早速「ピンロン精神」に基づき議会人事を实践したことは評価されよう。

2016年03月28日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(23) 『NLD 政策を読み解く その2 —三権分立と国軍の位置づけ』



ミャンマーの新しい顔 ティンチョー氏

先般、ミャンマー議会において、大統領選出手続きが行われ、現憲法の規定では大統領には就任できないアウンサンスーチーNLD党首の昔からの側近であるティンチョー氏が、大統領に就任する予定となった。ティンチョー氏は、スーチー党首の高校時代の同級生で、ヤンゴン経済大卒、オックスフォード大学への留学経験もある。財務省などで行政経験もある。作家であった父親ミントウン氏は、1975年から1979年まで大阪外国語大学で客員教授として在籍したこともあり、ティンチョー氏も同時期に日本に滞在経験を持つ。スーチー党首との新大統領は二人三脚で国家運営に臨むことになる。

さて、前回に引き続き NLD のマニフェストを通じて NLD の基本政策を読み解いていく。今回は NLD の基本政策の内、国家の統治機構のあり方について NLD が目指している方向性を分析していきたい。

私は2年前にヤンゴンの NLD (国民民主連盟) 本部の2階で、アウンサンスーチー党首にお会いしてお話を聞く機会があった。その時に彼女が一番多く発していたのは「法の支配」と「三権分立」という言葉だった。一般的に、「民主主義」「人権」という言葉を多用するイメージが強いのが国際的な彼女に対する印象であろうが、その「民主主義」や「人権」を保障するための基本的な国家の統治の仕組みを改めることこそ、今のミャンマーにとっては最重要課題だと、彼女は力説しておられた。軍人による支配を排除し「法の支配」を貫徹することで人権を保障し、「三権分立」を確立して権力機構の相互牽制を基盤としてこそ安定した「議会制民主主義」を育てていくことができると。私は、彼女の主張が全くの正論だと感じつつも、当時はあまりドグマティックに高尚な理想論で政策の舵を切るのは危険ではないかと感じたことを今でも記憶している。民度を高めながら、緩やかに議会制民主主義を育てていくため

には、ミャンマーの現状に合わせた形の権力機構のバランスを模索しながら舵取りをしていかなければ、どこかで必ずハレーションが生じる。半世紀以上も少数民族紛争が内政上の大きな課題であり続けてきたミャンマーにおいて、国軍という一つの統治上の存在とその肯定的な機能を完全否定するのではなく、国情に合わせた形で評価されなければならないと感じていた。

もともと、アウンサンスーチー党首自身はそのことをよく理解している。そもそも彼女の父が創設したミャンマー国軍の存在意義と統治上必要不可欠な機能性を否定するまでもなく、今般発足した NLD 政権は、軍との協力関係を基礎として、新しい統治機構のあり方を模索し始めている。

NLD のマニフェストでは、全ての民族が安心して平和に共存することを保障するために、憲法改正を行うと書いている。そして基本的人権の尊重と平等権の保障のためには、「三権分立」と複数政党制を基盤とした民主主義の実現を目指すとしている。

一般的にメディアを通じて報じられているミャンマーにおける憲法改正の論点は、軍が立法府の 4 分の 1 の固定議席を確保していること、国家の非常時に国権の最高指揮権が大統領から国軍司令官へ自動移行し、立法府の議員は自動失職すること、外国人の親族を有する者は国家元首（大統領および副大統領）になれないことなどが問題として指摘されている。この点、NLD のマニフェストには明確な憲法改正条項についての記載はないが、従来よりアウンサンスーチー党首が主張しているように、真の「三権分立」を実現するためには、立法、行政、司法のそれぞれに対して残存している国軍の影響力を排除することが必要である。特に立法府における軍の固定席条項の廃止は必要不可欠であろう。

その上で、NLD のマニフェストは、国軍の存在意義について「国軍は、国家の防衛、安全保障のために必要不可欠な存在であり、民主主義を保護し補完する存在である。そして、国軍は行政権の下のみ存在し機能する。」と規定している。警察組織についても、法の支配の下、法律の枠内でのみの活動を認めるものと規定し、デュープロセスオブロー（適正手続き）を謳っている。このように、NLD は、国軍自体の存在を否定するのではなく、文民統治を基礎づける三権分立をしっかりと確立する中で、国軍を行政権の下、国防と安全保障実現のための必要不可欠な存在として位置付けている。さらに加えて、マニフェストでは、「国民から信頼・尊敬されるような国軍を創る」と書かれている。過去の国軍支配への国民による決別の意思表示を受け、NLD は、国軍の存在意義を再定義し、軍への信頼回復を目指すと言っているのだ。このような新しい形の統治機構を実現するには、憲法改正が不可欠であり、国軍の理解と協力が必要となる。

そして、マニフェストでは、行政権について、汚職を排し、能力の高い効率的な行政運営を目指すとしている。法の支配の原則を強調して、デュープロセスオブローを徹底する。法律に基づかない権力行使や人権制約は一切認めない。司法権については、司法の独立原則を謳っている。連邦最高裁判所を最上位の裁判所として、行政権による司法への影響力の一切を排除するとしている。また司法手続きの公開原則や無罪推定原則、裁判官の自由心証主義など、近代司法の基本原則を一通り謳っている。

そして、憲法が保障する権利は、時代とともに高めていくと書かれており、国民利益の確保のために必要に応じて法律改正を行っていくという基本的なスタンスを明示している。

NLD が目指している「法の支配」と「三権分立」を確立し真の民主化を実現するには、複数のステップを踏む必要があるだろう。制度移行の過渡期においては、教条的な理想追求に拘泥し、軍との対話をおろそかにしてはならない。マニフェストで明示した新しい形の統治機構の創設の可否を、憲法改正の議会審議および軍や国民との議論と対話を通じて、一步一步丁寧に進めていくことが期待される。

2016年04月25日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(24) 『NLD 政策を読み解く その3 —経済産業政策について』



日本の支援でスタートしたヤンゴン証券取引所

2016年4月、NLD新政権は、ティンチョー新大統領以下、NLDの主要幹部を中心として組閣し船出をした。アウンサンスーチー党首は、大統領府大臣と外務大臣の2大臣を兼務。行政府に入ることで、法的に、党務と立法府への影響力の行使が出来なくなったことを補完する趣旨で、「国家顧問」というポストを新設。アウンサンスーチー党首の党並びに立法府への影響力行使の法的根拠を確保する形での新政権のスタートとなった。国政全般に対する権力行使の頂点に立ったアウンサンスーチー党首の手腕が試される。

さて、前々回より分析を進めているNLD政権の各種政策につき、今回は、経済関係の政策について分析してみたい。

NLDのマニフェストで展開されている国家の財政政策や経済産業政策などを読む限りでは、大枠としては、前テインセイン政権が進めてきた民政移管後の経済改革路線を踏襲するものである。ミャンマーにおいては、国家財政は、かつての軍政時代も含め、まともな徴税制度や歳入の仕組みが存在していない中、天然資源などを中国などに切り売りするような形で財政を維持してきた。個人も法人もそのほとんどが納税した経験がなく、強制力を持った徴税制度が未整備で、かつ、納税者側も3重帳簿の作成など課税逃れ行為が横行してきた。

NLDのマニフェストでは、国家の財政政策について、国家の基本的な歳入制度を創設し、適切な予算策定のもと歳入を確保し、透明性のある公共財の運用を行うことを目指すとしている。徴税の仕組みとして、広く課税ベースを設定することで、できるだけ低い税率の課税を実現することを目指しつつ、国民自らが望んで納税負担をしたいという制度の構築を指向している。歳出についての国民への情報開示も徹底するとしている。マニフェスト上では個別具体的に細かい租税対象項目についての記載はないが、唯一、不動産を含む資産の売買において得た利益に対して課税を行うとの記載があり、それは租税法律主義に基づき、法律に従って課税を行うという原則を同時に明示している。既に現行制度において、不動産所得やキャピタルゲインに対する課税制度は存在するものの、NLDがこれを敢えてマニフェストにおいて例示して記載したのは、当該所得に対する課税を徹底していくという方針があるものと予想される。そして、財政政策において、連邦中央政府は小さな政府を目指し、地域間で不均等の生じない歳入の分配調整機能を担うものとしていて、地域政府の課税権を広く認めて行く方針が読み取れる。このあたりの政策の方向性を見ると、連邦国家として、各地方政府に緩やかな独立性を認め、それを担保するために徴税制度も含めた財政制度の構築を目指していくものと思われる。

経済政策として、まず最初に記載があるのが、国家の発展に必要な資本や技術の獲得のために、金融機関制度の整備と金融市場の構築を推進すると書かれている。既往まで、ミャンマーは現金経済であり、金融機関による信用創造機能が未発達であり、資金の調達市場がない。そこで産業振興や経済発展に欠かせない金融機能の創設が早急に求められている。前テインセイン政権下において、金融機関制度の整備と金融市場の開設については、日本政府や日本の民間金融機関からの支援を得て順次進められており、すでにヤンゴン証券取引所は2015年12月に開所し、2016年3月には一部の株式取引が開始した（日本証券取引所、大和総研など日本側は49%の出資）。また中央銀行の独立性を認めるとの方針を明示し、通貨金融政策の舵取りを中央銀行に担わせ、国民の資本ニーズに資する安定した金融制度の構築を目指すとしている。

また、国際基準に則った海外からの投資を推進するために、ミャンマーと相手国との間で、長期的な利益をベースとした経済協力関係を構築することを目指すとしている。海外からの投資の増大によって、ミャンマー国内における新規雇用創出、技術移転、労働力の質の向上を目指す。優先分野として例示記載があるのは、特に、交通インフラ、電力インフラ、情報通信インフラの整備である。都市部における上下水道の整備についても記載がある。また環境破壊が進む都市部の緑化推進など個別具体的な政策について挙げられているのは興味深い。

エネルギー政策について、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料、水力、太陽光、風力、地熱、バイオガス、バイオ燃料などのエネルギー資源を例示し、各エネルギーの活用方針を明示している。現状ミャンマーは水力発電依存型（約75%）であるが、NLDのマニフェストでは、ダムの開発は最大の自然環境破壊を引き起こすことから、新設のダム建設は行わず、既存のダム改修を行うことで対応するとの方針が明記されている。また化石燃料についてもその有用性を認めながらも、人類及び自然環境への悪影響があることから将来へ向け見直す方針を示唆している。その他の低炭素型エネルギーについては、自然環境保護の観点から積極的に推進する方針である。

個別の産業政策として、具体的な方針が明示されているのは、農業分野についてだ。農業政策については、国民の大多数が従事する農業事業者の貧困撲滅を目指すとしている。第一に農民の権利利益の保護を謳い、農地登記簿などを作成し農地情報を整備し、不当な農地収用を排し法律に基づき農地を所有・相続できる権利を認めていく。そのために、農地法の改正を行う。農業の近代化、機械化を進め、生産性と競争力を向上させる。同時に、農業インフラ（農業用水、灌漑設備、洪水対策、未耕地開墾など）の整備や、農業生産性の向上のための資本調達の支援体制の構築も行っていく。政府は農産物の価格コントロールは行わず、農産物の自由市場を奨励する。総じて、NLDの農業政策については具体的な政策イメージが出来ており、その実践と実効性が期待される。この実現のために、NLDは国際社会に対して、付加価値の高い農産物の生産に必要な技術支援と資金支援の要請もマニフェスト上で明記している。

労働政策について、NLDは、ミャンマーの実情に合致した形でILO条約の批准を目指すとしている。労働者の権利保護を拡張し、同一労働同一賃金原則、強制労働の廃止、児童労働者の権利保護などの基本原則を徹底する。労働者の技能向上のための機会創出を目指すとしている。



2016年05月23日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(25) 『NLD 政策を読み解く その4—教育政策について』



ミャンマーは多民族国家で多様な文化が根ざしている（ヤンゴン中央郵便局に掲げられたミャンマーの多文化性を表すボード）

アウンサンスーチーNLD 党首が率いる NLD 新政権が発足し、彼女自身は国家顧問兼外相として外交デビューも果たした。現在、ミャンマーの議会において、正式に国家顧問省を新設するための立法作業が進んでいる。本コラムにおいて過去数回に亘り NLD の主要政策の分析をしてきましたが、第 22 回、第 23 回のコラムでそれぞれ分析した通り、国民和解と法の支配の実現が、アウンサンスーチー国家顧問の悲願である。それを実現する為の、行政庁として国家顧問省がいよいよ創設されることになる。

さて、NLD の主要政策の内、アウンサンスーチー国家顧問が、従来より自ら改革を進めたいと意欲を持っていた教育政策について見ていく。NLD 新政権の発足当初、組閣人事の調整段階で、彼女自身は教育大臣も兼務する案がほぼ決まっていた。しかし、国家顧問への就任、大統領府大臣や外務大臣との兼務することの重責と機動性を考慮し、教育相とエネルギー相の兼務を断念した経緯がある。

アウンサンスーチー国家顧問は、かつて「ミャンマーには豊富な資源がある。しかし資源は有限であり、使い方を間違えれば資源は枯渇し、時に外国から搾取される。資源に依存した国家運営では国家の発展は危うい。他方、国家の人材の可能性は無限であり、人への教育こそ、永続的な国家の発展の基礎を創るものである。高い教育レベルを国家が保障し、国際水準の人材育成に力を注ぐことで、資源に依存したり、それを外国から搾取されるようなことは無くなる。人材教育を重視した国家運営を行わなければならない。」と話したことがある。その想いを実現するための方針が、NLD のマニフェストでも明記されている。かつて軍事政権時代に、ミャンマーが国際社会から孤立していた時期に、貴重な天然資源が中国に大量に安価に流出し、かつ国民の労働資源についても搾取の対象となった苦い経験がある。

NLD は、マニフェストの中で、国民が生まれたその日から生涯に亘って教育を受ける機会を確保す

ることを目指すと宣言している。国民への平等な教育機会の保障だ。

全ての国民に小学校レベルの教育の機会を保障し、障害者や遠隔地の児童などにも教育を受ける機会を保障する特別なプログラムを提供するとしている。

これに加えて、連邦制国家の基本原則として、地域や民族の固有の言語の習得や固有の文化を理解するための教育制度を奨励するとしており、国民和解を進め、多民族国家として多様な文化や価値観を共有するための教育的な制度インフラの構築を目指すとしている点は前政権とは異なる画期的な制度改革となる。

新政権においては、中等教育・高等教育についても、全ての国民がアクセス可能な学校整備を行っていく方針だ。かつて、軍事政権時代に、大学生による民主化デモを拡散させる為、ヤンゴンなどの都市中心部の大学は、全て強制的に遠隔地に拡散離散させられた。それによって、ミャンマーの高等教育の質は著しく低下したと言われている。このような過去の教訓を活かし、大学の自主運営管理・自主研究を認め、職業訓練についても推進していく。

以上のように、将来の国家を担う国民人材の育成を進めていくために、新政権はこれらの新しい教育政策を実行していく。そのための教育制度構築に関わる国家予算については、効果的かつ透明性をもって配分を行っていくとしている。このようなNLDの長期的視点に立った基礎的な人材教育制度の構築は、時間はかかるかもしれないが将来のミャンマーを担う人材を着実に育成し国家の発展の基盤を創っていくこととなるだろう。

同分野においては、前テインセイン政権下でも日本政府は先行して積極的な支援を進めてきた。NLD新政権も引き続き日本政府に対して教育分野における支援要請を行ってきている。日本は、同分野に対する支援において更なる貢献が期待されている。

2016年06月20日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(26) 『ケリー長官の訪緬、米国による一部経済制裁解除』



ミャンマー経済を支える貿易港ヤンゴン港

先月 22 日、アメリカのケリー国務長官がミャンマーを訪問、テインチョー大統領、アウサンズーチー国家顧問兼外務大臣と会談した。NLD 新政権誕生後としては、初のアメリカ政府高官によるミャンマー訪問となった。ケリー国務長官は、ミャンマーの民主化の進展を引き続き支援すると述べ、アメリカの NLD 政権への強い支援スタンスを明確に表明した。

ケリー国務長官訪問の手土産として、アメリカが 1990 年代より断続的に課してきた経済制裁の一部解除を発表。国営企業含む制裁対象企業の制裁リストからの一部除外を認め、外国資本の導入と促進によってミャンマーの経済成長の後押しをしていきたいと述べた。

他方、「国軍の政治関与（立法府の固定議席など）を残した現行憲法の改正なくして、完全な民主化は達成しえない」とも述べ、文民統治の基盤を強化するためにも、現行憲法の改正を促した上、引き続き旧軍事政権時代に蜜月関係にあった政商などに対する制裁は維持する方針を示し、アメリカ側に民主化進展のための一定の監視カードを残す形となった。

2011 年の民政移管以降、アメリカは、前テインセイン大統領の進めてきた民主化の進展を評価し、貿易分野における経済制裁解除などは随時進めてきていた。既に、貿易分野においては、一部の宝石類の取引（ルビー、翡翠）や武器取引などを除き、9 割程度の制裁解除を済んでいる。

今回実施されたアメリカの一部経済制裁解除の主な変更内容は、2 つある。

（以下、若干実務的な話となり、コラムとしては少し内容が難解となってしまうこと、どうかご容赦願いたい）

一つは、昨年、ミャンマーへの貿易・投資経済実務に携わる人たちの間で大問題となった「貿易区分」における経済制裁対象である Asia World Port Terminal (Steven Law 総裁個人を含む。今回 SDN 制裁リストに追加) に絡む実質的な貿易決済不能処置が、今回の一部経済制裁解除で取り扱いが可能となったことだ (6 か月の期限付き許可が無期限許可に変更となった。General License 20 の一部変更)。

既往までは、「貿易取引」区分にて、米ドル建て仕向送金、及び輸入 LC 開設につき、ターミナル名が Asia World Port Terminal の場合は、SDN 間接関与との認定がなされ、貿易決済が実質的に取扱い不可となっていた。実務的な詳細を述べれば、「Asia World Port Terminal」に加えて、「Hteedan Berth」「Ahlon Wharves」「Bo Aung Gyaw(Kyaw)」「Thaketa Wharves」「Hteedan Rice Berth」がターミナル名として指定されている場合も全て決済不可の取り扱いになっていた。OFAC (米国財務省) サイドでは、米ドル建て貿易決済、その他仲介貿易やフレート代金やポートチャージ等の「貿易外取引」の場合においても、ミャンマーにおける船積み港であるミャンマーのターミナル名をチェックすることで、SDN 関与取引のスクリーニングを掛けるという実務上の運用指示を出していた。つまり、通常のスクリーニング手続きの対象であった仕向送金の受取人、被仕向送金の送金人、輸入者、輸出者、荷受人、荷揚業者、取引関与銀行に加えて、ターミナルや埠頭の所有者や運営会社までも、SDN 間接関与者として、スクリーニングの対象とする厳しい制裁スクリーニングが実務上行われていた。

今回、Asia World Port Terminal あての無期限許可措置がなされたことは、ミャンマーとの貿易取引促進の観点からも大きな変更点と評価できる。

二つ目の大きな変更点は、既往までアメリカ企業が取引をしても良いと認められていた (General License 19) 4 つの銀行 (Asia Green Development Bank, Ayeyarwady Bank, Myanmar Economic Bank (MEB), Myanmar Investment and Commercial Bank.(MICB)) の内、MICB と MEB が SDN リストより除外されたことだ。この除外措置に加えて、General License 19 には、今回、Innwa Bank, Myawaddy Bank の 2 行が新たに追加された。つまり、アメリカ企業が取引をしても良いと認める銀行が 2 行増えたということなる。米国企業がミャンマーあての貿易や投資を行うにあたり、ローカル銀行へのアクセスは必要なインフラとして欠かせない。

今回の国営銀行を含む制裁対象除外と、General License 19 への銀行追加措置は、アメリカがミャンマーへの貿易と投資を促進するための環境を少しずつではあるが、整えつつあるというスタンスが明確である。

ケリー国務長官との会談を終え、共同記者会見に臨んだアウンサンスーチー国家顧問兼外務大臣は、「アメリカはミャンマーの友人であり、今回の経済制裁の一部緩和と制裁の一部継続措置は、ミャンマーの民主化を支援する目的のものであり、将来、適切な時期に経済制裁は全面解除されるだろう」との見解を述べた。

アメリカは、1990 年代から自らの積極的な関与で、ミャンマーの民主化を指向しその扉を開けるための努力をしてきた。アメリカとしては、政治的な成果だけでなく、民主化による経済的な果実を享受するためのステップへ一歩踏み出したと評価できよう。



2016年07月19日

## アジア最後のフロンティア「激動するミャンマー」(27) 『新政権による行政改革と、国家最高顧問の法的根拠と背景』



スーチー女史はバガンに上る太陽のような存在になれるか

このコラムの第22回～25回で、NLD 新政権の掲げている政策について具体的に分析をしてきました。新政権発足からおよそ100日が経過したが、すでに新政権が公約を実現したいくつかの政策がある。

新政権は、行政府の無駄を省き、公務員による汚職撲滅を進めるなど、まずは身内の体制整備に着手している。そのうちの目玉が、中央政府省庁の削減だ。

具体的には、旧 USDP 政権下において30省1府であった行政府を、20省2府にスリム化した。

この行政改革の内容を、以下、詳細に見てみる。

まず、一部機能の重複のあった財務省と国家計画経済開発省を統合して「計画・財務省」とした。

また役割分担が不明確だった電力省とエネルギー省を統合して「電力・エネルギー省」とした。

更に、農業灌漑省、畜水産地方開発省、協同組合省を統合して「農業・畜水産・灌漑省」とした。

その他、大胆な統合に見えたのが、運輸省、鉄道運輸省、通信省の3つを統合して「運輸・通信省」とした。

あとは、統合が予想されていたものとして、

鉱山省、環境保全・林業省を統合して「資源・環境保全省」と、入国管理・人口省と労働省を統合して「労働・入国管理・人口省」と、宗教省と文化省を統合して「文化・宗教省」と、スポーツ省と保健省を統合して「保健省」と、教育省と科学技術省を統合して「教育省」とした。

それから、新設した行政庁として、メディアでも話題となった「国家最高顧問府」がある。ご存知の通り、国家顧問相は、アウンサンスーチー女史だ。彼女は、大統領府大臣と外務大臣の 2 大臣を兼務している。しかし、行政府に入ること、法的に、党務（NLD）と立法府への影響力の行使が出来なくなったことを補完する趣旨で「国家顧問相」というポストを新設したというのが、その背景と狙いと評価される。彼女は「国家顧問相」という立場で、党、並びに立法府への影響力の行使ができる法的根拠を確保しているのだ。

より具体的に説明を加えれば、この国家顧問相（国家最高顧問）職は、国家顧問法に役割が規定されている。国家最高顧問は「憲法の規定内で国家及び国民の利益のために助言」を行うとされており、その「助言に関し、連邦議会に対して責任を負う」とされている。そして「国家顧問法の目的の達成のため、内閣、各省、各組織及び各個人と連絡」と取ると規定されている。

なお、国家最高顧問相の新設につき法的構成を担保する最上位規範として、ミャンマー連邦共和国憲法 217 条があると思料される。

この連邦共和国憲法 217 条は「憲法に反しない限り、連邦の行政権は大統領に付与」と規定した上で、「本項により連邦議会は権限のある機関及び人物に対し責任及び権利を付与することを妨げるものではない」とし、同時に「本項は、現行法より、関係当局及び関係当局者の責任や権限が大統領に付与されたと思料するものではない」と規定している。

アウンサンスーチー女史は、国家最高顧問、そして大統領府大臣および外務大臣を兼務することで、実質的には、司法権を除く他の 2 権に対して、直接及び間接的に影響力を行使できるようになったと評価できよう。

ちなみに、外務大臣ポスト就任に拘ったのは、統治法上の要素から明確な理由がある。それは、外務大臣は、国防の最高意思決定機関である「国防・治安評議会」への参加が法的に可能であるからである。この会議への参加を通じて、国軍司令官との法的なパイプが確保されるからである。

実質的な国家権力を手に入れたアウンサンスーチー国家顧問。政権発足後 100 日を経過して、その真価と実績が問われるステージに移行している。